

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

足立区は、海拔2m前後の沖積低地であり、その地盤が軟弱であること、及び木造住宅密集地域が分布していることなどにより、大地震に対して脆弱な特性を持っている。このため、首都直下地震のような大規模災害に対する十分な備えと対策が求められる。

国、都、区、そして区民、事業者は、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、災害発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめる必要がある。

この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2 計画の前提

この計画は、最新の人口動態と土地区画整理などの都市建設事業などに基づき、足立区において予想される大規模地震発災時の「被害想定」、東日本大震災や熊本地震等の大規模地震等から得た教訓、新型コロナウイルス感染症流行時の対応、近年の社会インフラの成熟、経済情勢の変化、及び各種提言等を可能な限り考慮し策定した。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性やセクシャルマイノリティ、高齢者、子ども、障がい者等（以下、要配慮者という）に対しては、きめ細な配慮が必要である。

特に、要配慮者への対応については、東日本大震災や熊本地震においても、必ずしも十分ではなかったとの指摘がなされている。これらを背景に、国の防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われていることから、区としてもこうした動向を踏まえ計画を策定した。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、三密（密閉・密集・密接）を避けるための「分散避難」や、避難所における感染防止対策について検討した。

足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、女性、セクシャルマイノリティのほか、高齢者や障がい者等の参画を拡大し、要配慮者に的確に配慮した防災対策を行いながら、地域や事業者等と区とが連携した防災活動を推進する。

第1章 地域防災計画の概要

第2節 計画の性格

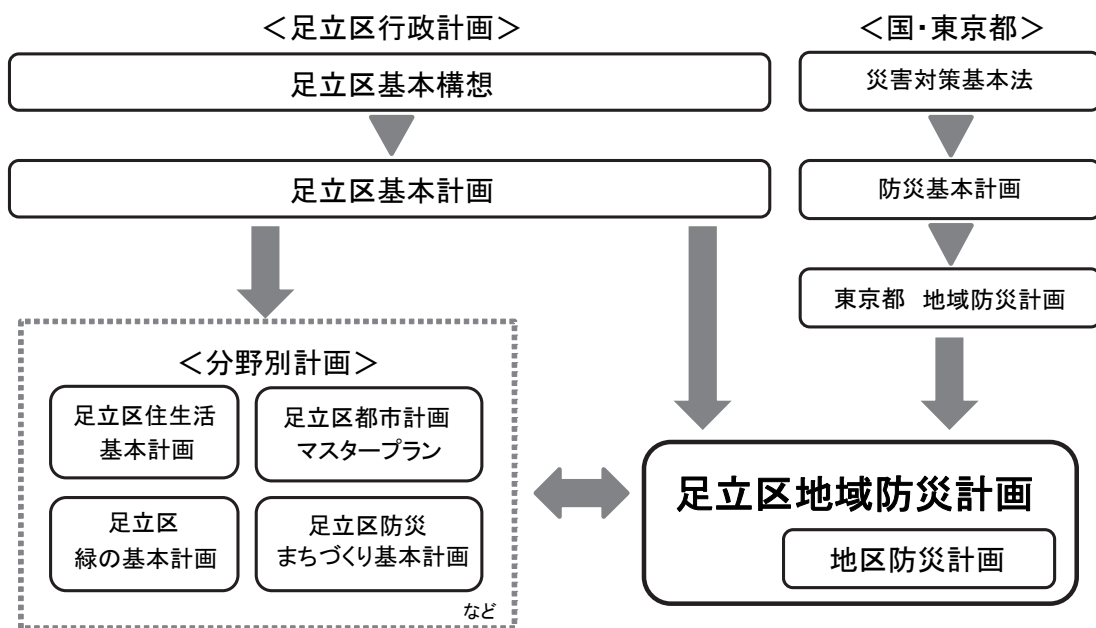
第2節 計画の性格

第1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災関係機関による足立区防災会議が策定する計画である。

第2 この計画は、足立区災害対策条例第12条及び足立区災害対策条例施行規則第3条の定める足立区地域防災総合計画の一部を構成する。

【計画の性格】

地域防災総合計画	災害発生時		
	災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興計画
防災まちづくり基本計画	〃		〃
地域防災計画	〃		
防災コミュニティ計画	〃		



第3 この計画は、区の地域における災害対策に関する総合的、かつ基本的な計画である。したがって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき、都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画、及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、区が定める水防計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の全体像

本計画（震災編）は、第1部「総則」、第2部「防災に関する組織と活動内容」、第3部「災害予防計画」、第4部「災害応急対策計画」、第5部「災害復旧計画」、第6部「災害復興計画」、第7部「応急対策に関する足立区全体シナリオ」から構成されている。その他に、別冊の「風水害編」と「資料編」から成る。

第2部の防災に関する組織と活動内容に関しては、防災業務の増加及び多様化に対応した防災力強化のために、災害対策本部設置基準に基づいた区としての指令統制機能を明確化し、発災時における即応態勢と防災関係機関等との協力関係を記載してある。

第3部以降は、予防対策・応急対策・復旧対策・復興対策を基本構成とし、それぞれの段階における対策等を記載した。

本計画の全体像は次のとおりである。

【本計画の全体像】

第1部		総則	
第1章	地域防災計画の概要	第2章	区等の基本的責務と役割
第3章	足立区の概況と被害想定	第4章	減災目標と対策の方向性
第2部		防災に関する組織と活動内容	
第1章	災害対策本部設置基準	第2章	足立区業務継続計画（BCP）の概要
第3章	防災関係機関等との相互協力関係		
第3部		第4部	
災害予防計画		災害応急対策計画	
第1章	区民と地域の防災力向上	第1章	区民と地域による防災活動
	区民の防災行動力の向上		自助による応急対策の実施
	地域における共助の推進		地域による応急対策の実施
	消防団（隊）の活動体制の強化		消防団による応急対策の実施
	事業所における自助・共助の強化		事業所による応急対策の実施
	ボランティア活動との連携		ボランティアとの連携
	区民・行政・事業所等の連携		地区防災計画策定地区での応急対策
	地区防災計画の策定		
第2章	安全な災害に強い防災まちづくり	第2章	河川施設、公共施設の危険防止活動
	安全に暮らせるまちづくり		河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止
	建築物の耐震化等安全対策の促進		危険物等の応急措置による危険防止
	液状化、長周期地震動の対策の強化		
	出火、延焼等の防止		
	復興税の活用		

第1章 地域防災計画の概要
 第3節 計画の全体像

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画
震災編	
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保
交通関係施設の安全確保	交通ネットワークの機能確保
ライフラインの確保	発災時のライフライン機能の確保
エネルギーの確保	発災時のエネルギーの供給機能の確保
第4章 津波等対策	第4章 津波等対策
河川施設等の整備	津波警報・注意報等の即時伝達
水防活動	津波等に対する迅速・的確な避難誘導
資器材の整備	河川施設等の応急対策
津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化	
津波予測等に対する避難誘導	
津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	
第5章 応急対応力の強化	第5章 応急対応の実施
初動対応体制及び応急対策体制の整備	区職員等の初動態勢と応急対策活動
事業継続体制の確保	消火・救助・救急活動
消火・救助・救急活動体制の整備	応援協力・派遣要請
広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築	応急活動拠点の調整
応急活動拠点等の整備	人材、資器材等の調達、配分
第6章 情報・通信の確保	第6章 情報・通信活動
情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備	災害情報等の迅速な通信・連絡の実施
住民等への情報提供体制の整備	被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供
住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知	防災関係機関等と連携した広報活動の実施
	広聴体制の確立と被災者相談等の実行
	住民相互の情報連絡等
第7章 医療救護・保健衛生等対策	第7章 医療救護・保健衛生等対策
初動医療体制の整備	初動医療活動
医薬品・医療資器材の確保	医薬品・医療資器材の供給
医療施設の基盤整備	医療施設の確保
遺体の取扱い	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等
第8章 帰宅困難者等対策	第8章 帰宅困難者等対策
帰宅困難者対策条例に基づく対策強化	駅周辺での混乱防止
帰宅困難者への情報通信体制整備	事業所等における帰宅困難者対策
一時滞在施設の確保	
徒歩帰宅支援のための体制整備	
第9章 避難者対策	第9章 避難者対策
避難体制の整備	避難誘導の実施
指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化	要配慮者対策
避難所の管理運営体制の整備等	避難所の開設・運営
要配慮者対策	動物救護に関する事項
避難所外の避難者対策	避難所外の避難者対策
	ボランティアの受入れに関する事項
	被災者の他地区への移送に関する事項
第10章 物流・備蓄・輸送対策	第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送
食料及び生活必需品等の確保	備蓄物資の供給
飲料水及び生活用水の確保	飲料水の供給
備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	物資の調達要請
輸送体制の整備	備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分
輸送車両等の確保	義援物資の取扱い
燃料の確保	輸送車両の調達
第11章 放射性物質対策	第11章 放射性物質対策
情報伝達体制の整備	迅速・的確な情報連絡
区民への情報提供等体制の整備	緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等
	保健医療活動
放射線量の把握体制の整備	放射線等使用施設の応急措置
	核燃料物質輸送車両等の応急対策

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画
第12章 住民の生活の早期再建対策	第12章 住民の生活の早期再建対策
生活再建のための事前準備	被災住宅の応急危険度判定
防犯体制の構築	被災宅地の危険度判定
トイレの確保及びし尿処理	住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行
がれき、粗大ごみ、廃家電の処理	防犯
避難所ごみ、生活ごみの処理	義援金品の募集・受付
災害救助法等	トイレの確保及びし尿処理
学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策	がれき、粗大ごみ、廃家電の処理
	避難所ごみ、生活ごみの処理
	災害救助法等の適用
	激甚災害の指定
	学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策
第13章 受援体制の整備	第13章 受援計画
計画方針	受援体制
受援体制の整備	その他の自治体からの受援
相互応援協定締結自治体からの受援	都への応援要請（災害対策本部）
受援体制の充実に向けた取組	防災関係機関との連携（災害対策本部）
	民間団体との協力
	ボランティアの受入（総務部）
	医療救援の支援受入（医療部）

第5部 災害復旧計画

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復 第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復
第3章 津波等対策 第4章 医療救護・保健衛生等対策 第5章 帰宅困難者等対策 第6章 避難者対策
第7章 流通機能及び生活基盤の確保 第8章 放射性物質対策 第9章 住民生活の早期再建施策

第6部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方 第2章 復興本部 第3章 震災復興計画の策定

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

第4節 計画の習熟

各機関は、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同して調査研究、過去の災害対応の教訓の共有、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修の実施するなど、あらゆる方法により計画の習熟に努めなければならない。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。その際、修正内容を適宜公表する。各機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに修正案を足立区防災会議に提出するものとする。

また、災害対策基本法42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における

第1章 地域防災計画の概要

第5節 計画の修正／第6節 地区防災計画との連携

防災活動等に関する計画（地区防災計画）を本計画に定める提案があった場合には、別に定める手続きにより必要と認めたものを本計画に定めることとする。

なお、現行の計画上、記載の無い機関、団体等とも関係する項目について必要に応じて積極的に協議を行い、対策内容の一層の強化・充実を図る。

今後、防災基本計画、東京都地域防災計画等の見直しに合わせ、対策の空白期間が生じないように、適時適切に修正を行う。

第6節 地区防災計画との連携

第1 地区防災計画の目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、平成23年3月に発生した東日本大震災等においても、自助・共助の重要性が再度認識された。

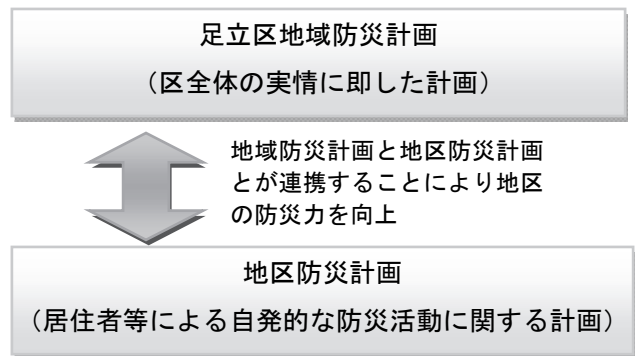
このような状況を踏まえ、平成25年の災害対策基本法改正により、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、区内一定地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

地区防災計画は、地区居住者等自身が率先して、防災活動に取り組むことにより、地域防災力を高め、地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的として策定するものである。

第2 地区防災計画の位置付け

地区防災計画は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるとともに、地域防災計画の中に同計画が規定することにより、地区防災力を向上させるものである。

【地区防災計画の位置付け】



第2章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念

第1 災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民による地域の助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

第2 災害から足立区を守ることは行政に課せられた責務であり、災害対策の推進に当たっては、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで、区は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、衛生・医療・教育等の社会保障に基づき、地域コミュニティを維持しなければならない。

第2節 区の責務

第1 区は、区民と事業者と協力し、災害時の第一責任者として、次の責務を果たす。

- 1 区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保しなければならない。
- 2 区は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 3 区は、前項の目的を達成するため、災害対策に関する計画を策定し、その推進を図らなければならない。
- 4 区は、災害対策に関する計画を策定するにあたって、区民、事業者、ボランティア並びに防災区民組織等から意見を聴くよう努めなければならない。
- 5 区は、災害対策に関する事業の実施にあたっては、区民や事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が行う災害対策活動に対し、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。
- 6 区は、災害対策に関する事業の円滑な実施を図り、首都北東部の機能を維持するため、東京都や関係区市町村との連絡調整を行わなければならない。
- 7 区は、東京都や関係区市町村が実施する災害対策事業に対し支援と協力を行わなければならない。
- 8 区は、災害対策に関する事業の計画の策定及び実施にあたり、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力が必要と認めるときは、当該地方公共団体等に対して協力を要請しなければならない。
- 9 区は、他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第2章 区等の基本的責務と役割

第3節 防災関係機関の責務／第4節 区内事業者の責務／第5節 区民の責務

第3節 防災関係機関の責務

第1 防災関係機関は、区並びに区民、事業者と協力し、次の責務を果たす。

- 1 所管に係わる災害予防並びに応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する災害予防並びに応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 2 防災関係機関は、上記の責務を果たすため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

第4節 区内事業者の責務

第1 事業者は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業及び前項の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害予防、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

第2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

第3 事業者は、防災資器材や水、食料等の非常用物品等の備蓄(従業員の3日分が目安)等、安全確保のため、従業員や顧客を事業所内に一時待機させることのできる体制の整備に努めなければならない。

第4 事業者は、あらかじめ従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

第5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

第6 事業者は、その事業活動に関して災害被害を防止するため、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という)を作成しなければならない。

第5節 区民の責務

第1 区民は、災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、相互に協力し、助け合い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 家具類の転倒・落下・移動の防止
- 3 出火の防止
- 4 初期消火に必要な用具の準備

第2章 区等の基本的責務と役割

第5節 区民の責務／第6節 区及び防災関係機関の役割

- 5 飲料水及び食料の備蓄
- 6 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
- 7 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

第3 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区、その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

第4 区民は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、地域の防災訓練や自発的な災害対策活動への積極的な参加、過去の災害から得られた教訓の継承、その他の取組みにより災害対策に寄与するよう努めなければならない。

第6節 区及び防災関係機関の役割

第1 本計画における防災関係機関の名称表現、略称等については、次のとおりとする。

- 1 都関係機関
 - (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いる。
 - (2) 警視庁、若しくは東京消防庁に関わる機関については、すべて「警視庁」、若しくは「東京消防庁」として統一する。
- 2 指定地方行政機関
 - (1) 関東地方整備局に関わる機関については、本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、「関東地方整備局」として統一する。
- 3 指定公共機関
 - (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いる。

第2 区の地域における防災機関及び関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

1 区の役割

- (1) 足立区防災会議に関すること
- (2) 防災に係わる組織及び施設に関すること
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (4) 緊急輸送の確保に関すること
- (5) 避難の指示等及び誘導に関すること
- (6) 水防に関すること
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- (8) 外出者の支援に関すること
- (9) 応急給水に関すること
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- (11) 被災した乳幼児、児童及び生徒の応急保育・教育に関すること
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (13) 公共施設の応急復旧に関すること
- (14) 災害復興に関すること

第2章 区等の基本的責務と役割
 第6節 区及び防災関係機関の役割

- (15) 防災に係わる知識及び技術の普及啓発に関すること
- (16) 地区防災計画の作成支援に関すること
- (17) 防災区民組織（町会・自治会等）の育成に関すること
- (18) 事業所防災に関すること
- (19) 防災教育及び防災訓練に関すること
- (20) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

2 都関係機関の役割

水道局 東部 第二支所	(1) 水道施設の保全に関すること
足立 営業所	(2) 災害時における応急給水に関すること
下水道局 東部 第二 下水道事務所	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること
足立 都税事務所	(1) 土地建物の調査に関すること
第六 建設事務所	(1) 河川の保全に関すること（都管理河川） (2) 道路及び橋梁の保全に関すること（都道） (3) 水防活動に関すること (4) 河川、道路等における障害物の除去に関すること
東部 公園緑地事務所	(1) 公園の保全、復旧に関すること（都立公園）
警 視 庁 第六 方面本部 千 住 警 察 署 西 新 井 警 察 署 綾 瀬 警 察 署 竹 の 塚 警 察 署	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること (2) 交通規制に関すること (3) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること (4) 行方不明者の捜索及び調査に関すること (5) 遺体の調査及び検視に関すること (6) 公共の安全と秩序の維持に関すること
東 京 消 防 庁 第六 消防方面本部 千 住 消 防 署 足 立 消 防 署 西 新 井 消 防 署	(1) 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物等の措置に関すること (4) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
千 住 消 防 団 足 立 消 防 団 西 新 井 消 防 団	(1) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること (2) 人命の救助及び応急救護に関すること (3) 地域住民の防災指導に関すること
都（交通局）	(1) 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) 日暮里・舎人ライナー等による輸送の協力に関すること

3 指定地方行政機関の役割

足立労働基準監督署	(1)産業安全（鉱山保安関係は除く）に関すること (2)区内における労働災害防止対策の支援に関すること
関東地方整備局 江戸川河川事務所 荒川下流河川事務所 東京国道事務	(1)河川の保全に関すること (2)災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達、水防活動に対する指導。災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理並びに災害応急対策に関すること (3)大規模自然災害が発生した場合の、地方公共団体に対する被害の拡大を防ぐための緊急対応に関すること (4)道路の障害物除去に関すること (5)災害時の情報交換に関すること

4 自衛隊の役割

自衛隊	(1)人命又は財産の保護のために緊急に行う必要がある応急救護、又は応急復旧に関すること (2)災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること
-----	---

5 指定公共機関の役割

日本郵便株式会社 足立郵便局 足立北郵便局 足立西郵便局	(1)郵便局で取扱う事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保存に関すること (2)災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関すること (3)区内における災害対策の支援に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 北千住駅	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
N T T 東日本	(1)電信及び電話施設の建設及び保全に関すること (2)災害時における電信及び電話の供給に関すること
東京ガス株式会社 東部導管事業部 東部計画推進部	(1)ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること (2)ガスの供給に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社	(1)電力施設等の建設及び安全保安に関すること (2)電力需給に関すること
首都高速道路株式会社 東京東局	(1)首都高速道路等の保全に関すること (2)首都高速道路等の災害復旧に関すること (3)災害時における緊急交通路の確保に関すること

第2章 区等の基本的責務と役割
第6節 区及び防災関係機関の役割

6 指定地方公共機関の役割

東京地下鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東武鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
京成電鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
首都圏新都市鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京都トラック協会 足立支部	(1)災害時における緊急輸送業務に関すること

7 公共的団体の役割

足立区医師会	(1)災害時における医療救護活動に関すること
足立区歯科医師会	(1)災害時における歯科医療救護活動に関すること
足立区薬剤師会	(1)災害時における医療救護活動に関すること
東京都獣医師会足立支部	(1)災害時における動物救護活動に関すること

第1部 総則

第2部 防災に関する組織と活動内容

第3部 災害予防計画

第4部 災害応急対策計画

第5部 災害復旧計画

第6部 災害復興計画

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

第3章 足立区の概況と被害想定

第1節 足立区の概況

第1 地勢

足立区は、東京 23 区の最北端に位置し、東は中川を挟んで葛飾区、西は隅田川を挟んで北区、新芝川を挟んで川口市に、南は葛飾区、墨田区、荒川区と、北は川口市、草加市並びに八潮市にそれぞれ接している。区域の面積は 53.25km² で、東西の延長は 11.10km、南北は 8.79km あり、千住地域を要とするやや扇状の地形を呈している。

足立区は、河川が運んできた土砂の堆積により陸地が形成された沖積低地であり、区全域が海拔 2 m 前後で、北西部がやや高く、南東部にかけて緩やかに傾斜しながら下り、一部では海拔 0 m 地帯を形成している。

地質は粘土質を主成分とした沖積層で、湿潤で水はけの悪い地層であり、沖積層の深さは、区の東部地域で 50～60 m と深く、他の地域でも大部分が 30～50 m となっている。そのため、表層部に砂層が堆積し、区内全域で液状化の被害が予測される。

また、昭和 5 年に完成した荒川（放水路）が区内を北西から南東に流れ、区を二分しているほか、南を隅田川、東に中川、北に毛長川、西に新芝川と四方を河川で囲まれ、区の東部を南北に綾瀬川が縦断している。

第2 人口・産業

1 人口

令和 3 年 1 月 1 日現在の足立区の人口は、69 万 1,002 人となり、平成 13 年以降増加傾向が続いている。人口密度も平成 21 年度以降 1 万 2,000 人/km² を超えている。

年齢別人口をみると、令和 3 年 1 月 1 日現在、年少人口（0～14 歳）は 77,773 人（11.2%）生産年齢人口（15～64 歳）は 441,514 人（63.9%）、老年人口（65 歳以上）は 171,715 人（24.9%）となっており、東京 23 区中でも特に高齢者の割合が多い状況にある。

2 産業

平成 28 年の足立区の事業所数は、2 万 3,557 事業所、従業者数は 21 万 5,361 人となっている。

産業別の事業者数構成比は、その上位から卸売業・小売業（22.1%）、医療・福祉（15.7%）、運輸業・郵便業（11.1%）、宿泊業・飲食サービス業（10.9%）、製造業（10.2%）となっている。また、従業者規模別の事業所数では、9 人以下の事業所が約 80% を占めており、足立区は中小企業の町であるといえる。

第3 都市環境

区では、区画整理事業を中心にまちづくりを進めてきたが、既成市街地では住商工業の混在、木造家屋の密集、狭あい道路等、防災上極めて多くの問題を抱えている。

特に、千住地域、荒川以北の環状七号線以南で尾久橋通りと綾瀬川の間の地域は、自然発展的過程のまま住居が密集し、建築密度が高く、不燃化率が低いため、防災（特に

第3章 足立区の概況と被害想定

第1節 足立区の概況

火災)の面で多くの課題が山積している。建物の不燃化等は、都内他市区と比べ対策は進んでいるが、震災時の消火活動困難度(地域の延焼危険度、消防水利の有効性、消防隊等の到達性等を総合的に勘案される数値)は依然として高く、継続的な改善が必要である。

また、道路網についても、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分を除くと自然発生的に形成された道路が多く、区道約950kmのうち、およそ45%が幅員5.5m未満であり、災害時における避難、消火、救出救助活動等への支障が懸念されている。

さらに、災害時の一時集合場所や火災延焼防止帯として重要な役割を果たす公園や児童遊園について、総面積は東京23区中でもトップクラスになるが、人口一人当たりの面積は、約4.68㎡(令和2年4月1日現在)であり、都市公園法に定められている5㎡の整備目標を下回っている。

鉄道利用に関しては、つくばエクスプレスが開通した平成17年度より利用者数の傾向が一変した。足立区全体の鉄道の一日平均利用者数は、平成6年度より平成16年度までの10年間減少傾向を続けていたが、平成17年度より増加傾向に転じ、平成20年の日暮里・舎人ライナーの開業もあり、令和元年度では約200万人(各路線の利用者数の合計)となっている。特に、北千住駅はJR常磐線、東武スカイツリーライン、地下鉄日比谷線・千代田線、つくばエクスプレスの4社5路線が乗り入れ、150万人以上が利用している(乗り換え利用も含む)都内でも屈指の主要ターミナル駅である。

第2節 地震災害の被害想定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であった。

日本の観測史上では最大、世界的に見ても4番目の大きさとなるマグニチュード（以下、「M」という。）9.0を記録した巨大地震により、東北から関東地方に至る東日本の太平洋岸全体にわたる広範囲に甚大な被害をもたらされたほか、巨大地震が引き起こした大津波は、東北地方を中心とする太平洋沿岸の地域に壊滅的な被害をもたらした。

この震災により、震源から遠く離れた東京都内においても、液状化や多数の帰宅困難者の発生といった被害をもたらされた。

こうしたことから、東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震等東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成24年4月に、「首都直下地震による東京の被害想定」（平成18年5月公表）を見直した。

また、平成25年12月に国の中央防災会議において「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が公開されたが、東京都の想定と近似のため、本計画で想定する被害は、東京都が見直したこの「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」に基づくものとする。

なお、交通施設被害のうち道路施設と鉄道施設については区別の被害想定が公表されていないので、都区部の被害想定を記載する。

なお、南海トラフの巨大地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月31日に第一次報告として、震度分布・津波高（50mメッシュ）の推計結果が取りまとめられた。

この南海トラフ巨大地震の被害推計結果は、「首都直下地震等による東京の被害想定」で前提としている想定地震の被害と足立区に関する被害のデータを比較すると、全てにおいて「首都直下地震等による東京の被害想定」での結果の方が大きくなる。

<南海トラフ巨大地震における被害想定（足立区）>

- 震度：5強
- 津波被害：なし

※南海トラフ巨大地震の被害想定は以下の5ケースで行われている。

ケース1：基本ケース	「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース2：陸側ケース	「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース3：東側ケース	「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース4：西側ケース	「四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース5：経験的手法	「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定

一方で、超高層建築物等に被害をもたらすおそれがある長周期地震動についてモデル構築や被害、対策等をまとめた「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」によると、①東京都を含む都市圏では長時間の周期での地震動が発生するおそれが高い、②建物倒壊までには強度的に一定の余裕がある、③継続使用等の判断においては、専門家等に依頼することが望ましい、③家具固定等の安全確保の重要性の確認、等の結果が得られた。

報告の中で、首都直下地震において揺れの増幅度合を検討する必要性、個々の建物への影響については個別に詳細な検証の必要性等の課題が示されており、今後、新たな検討会を設置し検討を進めることとしている。

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

また、被害想定として、中央防災会議「首都直下地震の被害想定項目及び手法の概要～人的・物的被害～」(平成25年12月)が公表された。東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月)との違いとして以下の2点が考えられる。

- ①平時の防災対策をより考慮した被害想定(例:防災上の整備状況を考慮した急傾斜地の崩壊による被害の算出、広域的な消防応援を考慮した火災の延焼による被害の算出等)
- ②東日本大震災のソフト面の教訓を踏まえた被害想定(例:浸水高さに加えて避難意識等を考慮し他被害の算出等)

中央防災会議の被害想定「都心南部直下地震」と東京都防災会議の被害想定「東京湾北部地震」について、全壊・焼失棟数、死者数に着目して比較すると、下表のとおり、新しい想定では、火災による被害が大きい。区では、これまでも建築物の不燃化、防災市民組織等の活動体制の強化等、火災に対する対策はとられてきたが、上記被害想定をふまえて、引き続き火災への対策を取っていくことが必要と考えられる。

【被害想定と比較(冬夕、風速8m/s)】

	全壊・焼失棟数		死者数	
	火災	合計	火災	合計
東京湾北部地震	201,249	304,300	4,081	9,641
都心南部直下地震	約221,000	約333,000	約4,500～約8,400	約7,700～約11,000

第1 前提条件

1 想定地震

項目	内容			
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震(プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M 7.3		M 8.2	M 7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない
冬の昼12時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い ○ 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は「冬の朝5時」と比較して少ない
冬の夕方18時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため、多数の人が滞留 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い

第2 足立区の被害想定概要

1 足立区における被害想定 総括表

条件	規模		東京湾北部地震 (M7.3)						
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者		688人	689人	424人	427人	704人	712人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	629人	629人	316人	316人	400人	400人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		地震火災	56人	57人	105人	107人	301人	309人	
		ブロック塀	3人	3人	3人	3人	3人	3人	
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	負傷者		11,753人	11,759人	6,839人	6,850人	8,998人	9,033人	
	(重傷者)		1,418人	1,420人	884人	887人	1,285人	1,294人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	11,426人	11,426人	6,268人	6,268人	7,523人	7,523人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		地震火災	212人	218人	457人	468人	1,361人	1,395人	
		ブロック塀	104人	104人	104人	104人	104人	104人	
		落下物	12人	12人	12人	12人	12人	12人	
	物的被害	(原因別)建物	ゆれ液状化等による建物全壊	10,082棟					
			地震火災※2	2,072棟	2,121棟	5,791棟	5,926棟	15,724棟	16,124棟
交通		道路	別途 (P.23) 記載						
		鉄道	別途 (P.23) 記載						
ライフライン		電力施設	18.2%	18.2%	19.8%	19.8%	24.1%	24.3%	
		通信施設	2.0%	2.0%	4.4%	4.5%	10.9%	11.2%	
		ガス施設※3	ケース①: 99.4%						
			ケース②: 99.4%						
		上水道施設	52.7%						
下水道施設		27.4%							
その他	帰宅困難者		—	—	107,115人	107,115人	107,115人	107,115人	
	避難者 (避難所生活者)		224,638 (146,015)人	224,832 (146,141)人	239,516 (155,686)人	240,055 (156,036)人	279,261 (181,520)人	280,862 (182,560)人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		161台	161台	166台	166台	176台	177台	
	要配慮者死者数		369人	369人	334人	336人	522人	528人	
	自力脱出困難者		4,923人		2,673人		3,228人		
	震災廃棄物		304万t	304万t	312万t	312万t	334万t	335万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 倒壊建物を含む。

※3 ケース① 低圧ガスブロック内の全域でS I 値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）がブロック毎に予め定められた基準値を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース。

ケース② 低圧ガスブロック内の3分の1でS I 値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）が上記の基準に達しなくても、火災延焼地域等、二次災害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を行うケース。

第3章 足立区の概況と被害想定
第2節 地震災害の被害想定

条件	規模		多摩直下地震 (M7.3)						
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者		299人	300人	164人	164人	218人	217人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	270人	270人	135人	135人	172人	172人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		地震火災	27人	28人	26人	26人	44人	43人	
		ブロック塀	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	負傷者		7,192人	7,195人	3,985人	3,987人	4,890人	4,859人	
	(重傷者)		618人	618人	364人	364人	458人	449人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	7,037人	7,037人	3,817人	3,817人	4,612人	4,612人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		地震火災	72人	75人	84人	86人	194人	163人	
		ブロック塀	78人	78人	78人	78人	78人	78人	
		落下物	5人	5人	5人	5人	5人	5人	
	物的被害	建物被害							
		原因別	ゆれ液状化等による建物全壊	4,397棟					
地震火災※2			1,023棟	1,044棟	1,422棟	1,451棟	2,184棟	2,229棟	
交通		道路							
		鉄道							
ライフライン		電力施設	7.9%	7.9%	8.1%	8.1%	8.5%	8.5%	
		通信施設	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	1.7%	1.7%	
		ガス施設※3	ケース①：0.0%						
			ケース②：99.4%						
		上水道施設	52.6%						
下水道施設	22.5%								
その他	帰宅困難者		—	—	107,115人	107,115人	107,115人	107,115人	
	避難者 (避難所生活者)		183,058 (118,987)人	183,139 (119,041)人	184,655 (120,026)人	184,769 (120,100)人	187,703 (122,007)人	187,884 (122,125)人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		111台	111台	112台	112台	113台	113台	
	要配慮者死者数		161人	161人	130人	130人	162人	162人	
	自力脱出困難者		2,117人		1,156人		1,391人		
	震災廃棄物		194万t	194万t	195万t	195万t	197万t	197万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 倒壊建物を含む。

※3 ケース① 低圧ガスブロック内の全域でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）がブロック毎に予め定められた基準値を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース。

ケース② 低圧ガスブロック内の3分の1でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）が上記の基準に達しなくても、火災延焼地域等、二次災害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を行うケース。

第3章 足立区の概況と被害想定
第2節 地震災害の被害想定

条件	規模		元禄型関東地震 (M8.2)					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s
人的被害	死者		206人	207人	112人	112人	145人	145人
	原因別	ゆれによる建物全壊	187人	187人	94人	94人	119人	119人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		地震火災	17人	0人	15人	16人	24人	24人
		ブロック塀	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	負傷者		5,952人	5,954人	3,261人	3,263人	3,972人	3,974人
	(重傷者)		428人	428人	252人	252人	306人	307人
	原因別	ゆれによる建物全壊	5,853人	5,853人	3,153人	3,153人	3,826人	3,826人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		地震火災	26人	28人	35人	37人	73人	75人
ブロック塀		69人	69人	69人	69人	69人	69人	
落下物		4人	4人	4人	4人	4人	4人	
物的被害	建物被害							
	原因別	ゆれ液状化等による建物全壊	3,039棟					
		地震火災※2	652棟	667棟	848棟	867棟	1,218棟	1,247棟
	交通	道路						
		鉄道						
	ライフライン	電力施設	5.6%	5.7%	5.7%	5.8%	5.9%	5.9%
		通信施設	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	1.0%	1.0%
		ガス施設※3	ケース①：0.0%					
			ケース②：18.1%					
		上水道施設	53.3%					
下水道施設	21.7%							
その他	帰宅困難者		—	—	107,115人	107,115人	107,115人	107,115人
	避難者 (避難所生活者)		167,676 (108,990)人	167,735 (109,028)人	168,457 (109,497)人	168,535 (109,548)人	169,934 (110,457)人	170,052 (110,534)人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		103台	103台	103台	103台	104台	104台
	要配慮者死者数		110人	110人	87人	88人	107人	107人
	自力脱出困難者		1,469人		803人		966人	
	震災廃棄物		143万t	143万t	143万t	143万t	144万t	144万t

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 倒壊建物を含む。

※3 ケース① 低圧ガスブロック内の全域でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）がブロック毎に予め定められた基準値を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース。

ケース② 低圧ガスブロック内の3分の1でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）が上記の基準に達しなくても、火災延焼地域等、二次災害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を行うケース。

第3章 足立区の概況と被害想定
 第2節 地震災害の被害想定

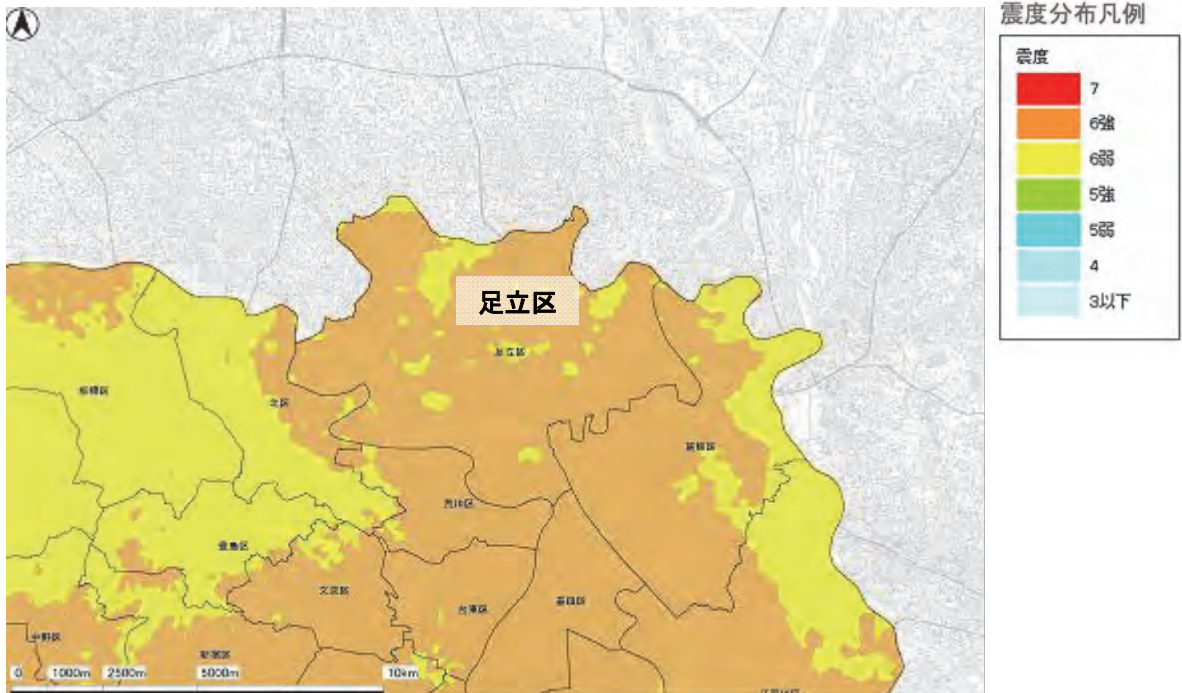
条件	規模	立川断層帯地震 (M7.4)						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者	1人	1人	1人	1人	2人	2人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		地震火災	1人	1人	1人	1人	2人	2人
		ブロック塀	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	負傷者	68人	68人	45人	45人	52人	52人	
	(重傷者)	4人	4人	4人	4人	5人	5人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	56人	56人	34人	34人	38人	38人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		地震火災	2人	2人	2人	2人	4人	4人
ブロック塀		10人	10人	10人	10人	10人	10人	
落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
物的被害	建物被害							
	原因別	ゆれ液状化等による建物全壊					0棟	
		地震火災※2	36棟	37棟	57棟	59棟	104棟	107棟
	交通	道路						
		鉄道						
	ライフライン	電力施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
		通信施設	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
		ガス施設※3	ケース①: 0.0%					
ケース②: 0.0%								
上水道施設		3.2%						
下水道施設	15.0%							
その他	帰宅困難者	—	—	107,115人	107,115人	107,115人	107,115人	
	避難者 (避難所生活者)	7,363 (4,786)人	7,368 (4,789)人	7,463 (4,851)人	7,470 (4,856)人	7,684 (4,994)人	7,697 (5,003)人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	40台	40台	40台	40台	40台	40台	
	要配慮者死者数	1人	1人	1人	1人	2人	2人	
	自力脱出困難者	0人		0人		0人		
	震災廃棄物	2万t	2万t	2万t	2万t	2万t	2万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
 ※2 倒壊建物を含む。
 ※3 ケース① 低圧ガスブロック内の全域でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）がブロック毎に予め定められた基準値を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース。
 ケース② 低圧ガスブロック内の3分の1でS I値（地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値）が上記の基準に達しなくても、火災延焼地域等、二次災害発生の危険性がある場合、追加で供給停止を行うケース。

2 足立区における被害想定 解説

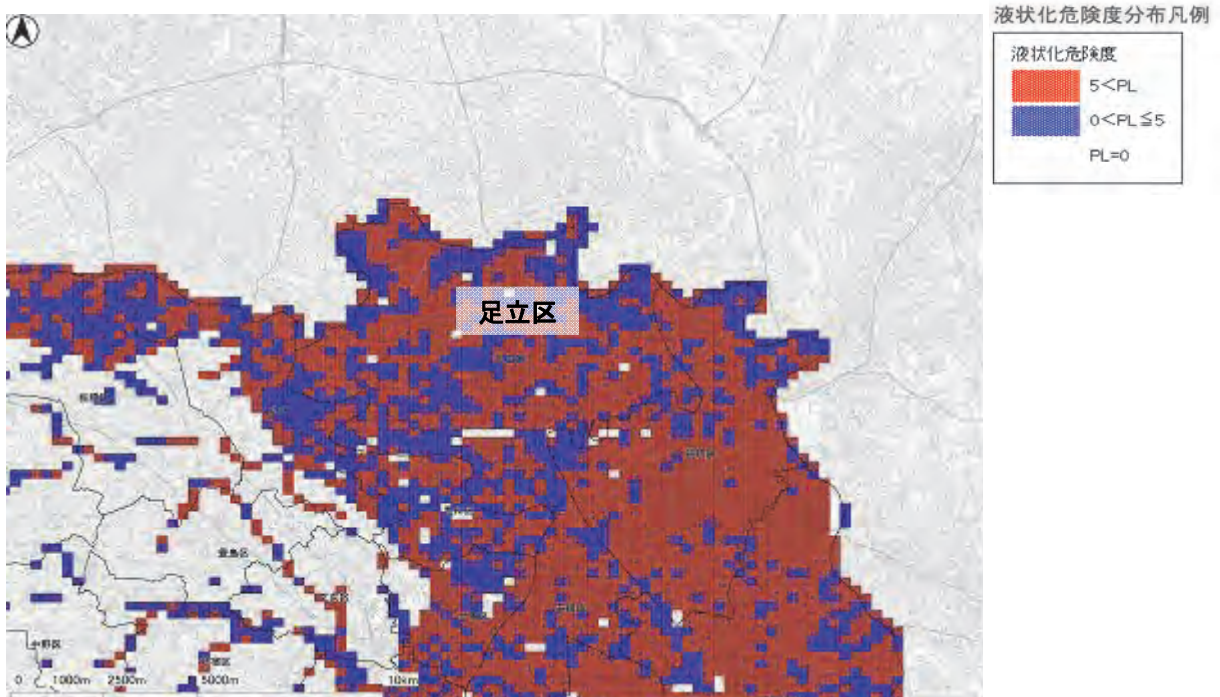
(1) 震度：東京湾北部地震（M7.3）時に、区のほぼ全域で震度6強となる。

<震度分布：東京湾北部地震>



(2) 液状化危険度：区全域で危険度が高い。

<液状化危険度分布：東京湾北部地震>



第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

(3) 津波の影響

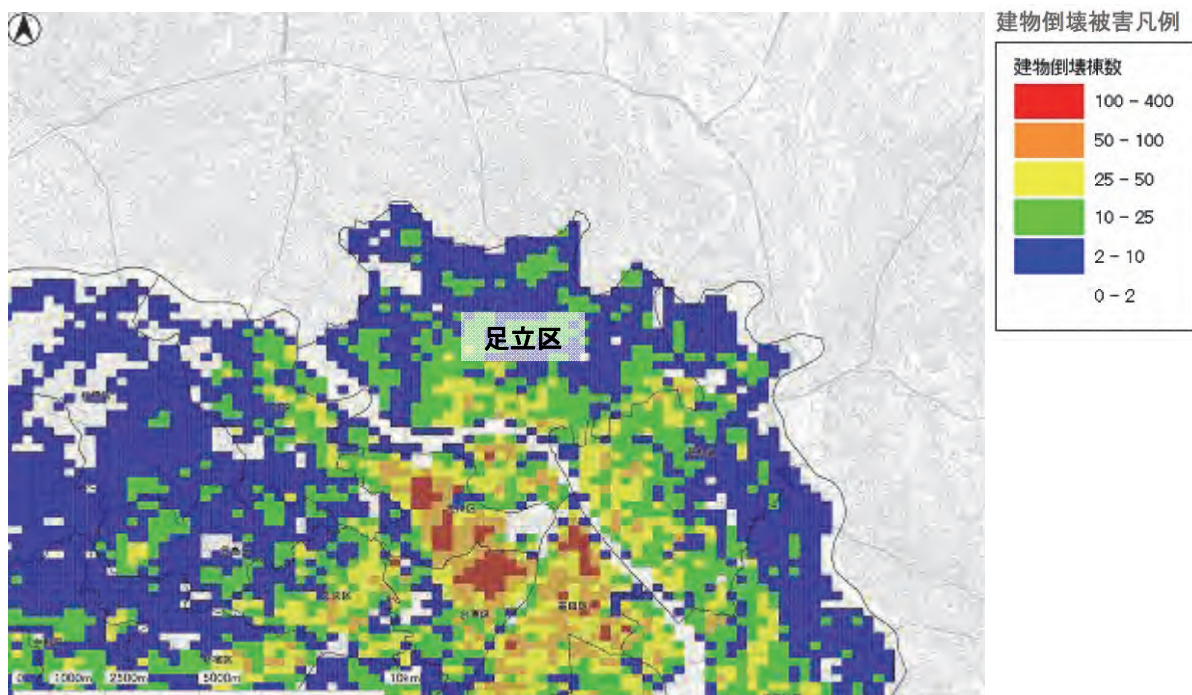
元禄型関東地震の際の想定が最も大きく、河川遡上0.5 m～1.2 mとなる。
 高水敷（河川敷）への浸水は想定されているが、区の建物被害は0となっている。

(4) 建物被害

ア 建物の倒壊被害：東京湾北部地震で被害が最も大きくなり、区的全壊棟数は約10,000棟、半壊棟数は約30,000棟となっている。その中でも区南部の木造家屋密集市街地で多くの被害が生じる。

区は、木造建築物が他区と比較しても多いため、老朽木造建築物、木造建築物に対して密集市街地整備事業等を継続的に実施し、被害軽減につなげる必要がある。

<建物倒壊被害分布：全壊－東京湾北部地震>

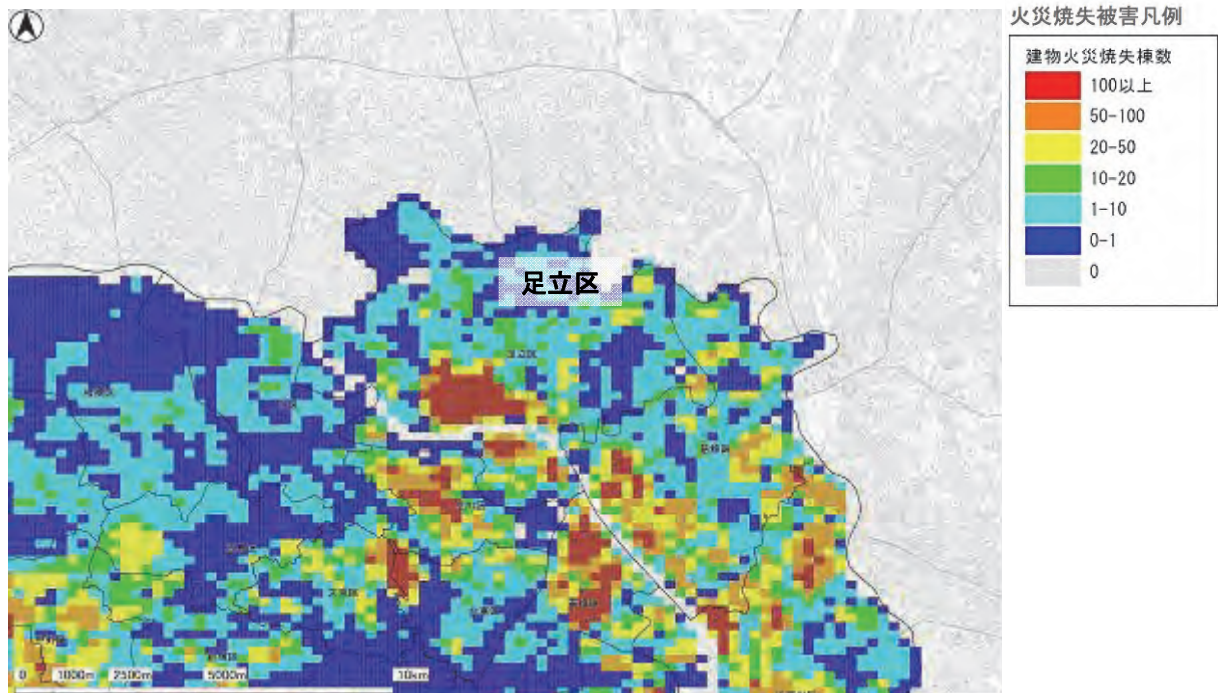


イ 建物の火災延焼：東京湾北部地震（風速8 m/s）で被害が最も大きく、焼失棟数は約16,000棟（焼失率10.2%）となっている。その中でも環状七号線から荒川の間で多く被害が大きい。

ウ 延焼を含めた焼失棟数：「発生時刻」「季節」「気象」によって状況は大きく異なり、特に冬18時 北北西の風 風速8 m/sで最大値となる。

圧壊し易い木造家屋の密集する地域については、火災が起こりやすいため、消防活動による消火率を高めることが不可欠である。

＜建物焼失被害分布：東京湾北部地震＞



(5) 人的被害

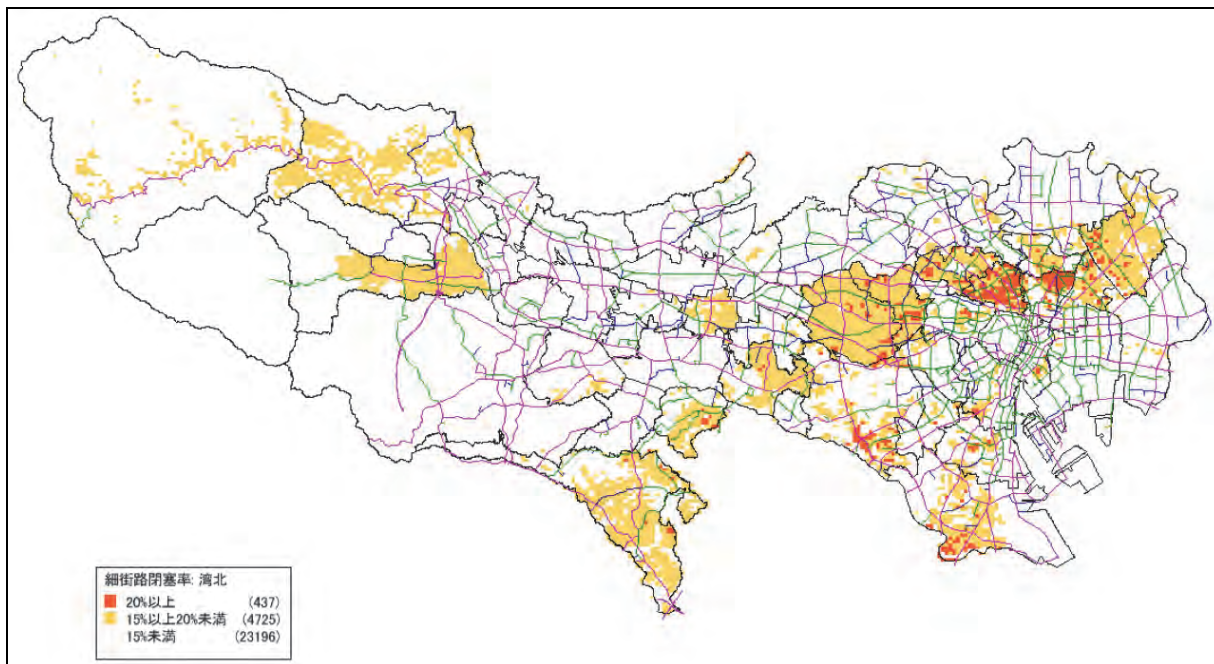
- ア 死者数：東京湾北部地震の場合が最大となり、700 人を超える。ゆれ・液状化建物被害、火災によるものが大部分を占める。
- イ 負傷者数：東京湾北部地震（朝5時、風速8 m/s）の場合が最大となり、10,000 人を超える。

(6) 道路施設被害

- ア 道路施設被害：東京湾北部地震において最大となり、落橋や橋の変形等短期的に救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない大きな被害が発生するのは、東京都区部における都道で0.6%、区道で0.2%程度である。
- イ 細街路における閉塞の発生：東京湾北部地震の場合が最大となり、区南部では、閉塞率が15%を超える地域もある。
- ウ 鉄道施設被害：機能障害に至る程度の橋梁や高架橋の被害といった大きな被害は、東京湾北部地震において区部全体で0.1%程度とほとんど発生しない。

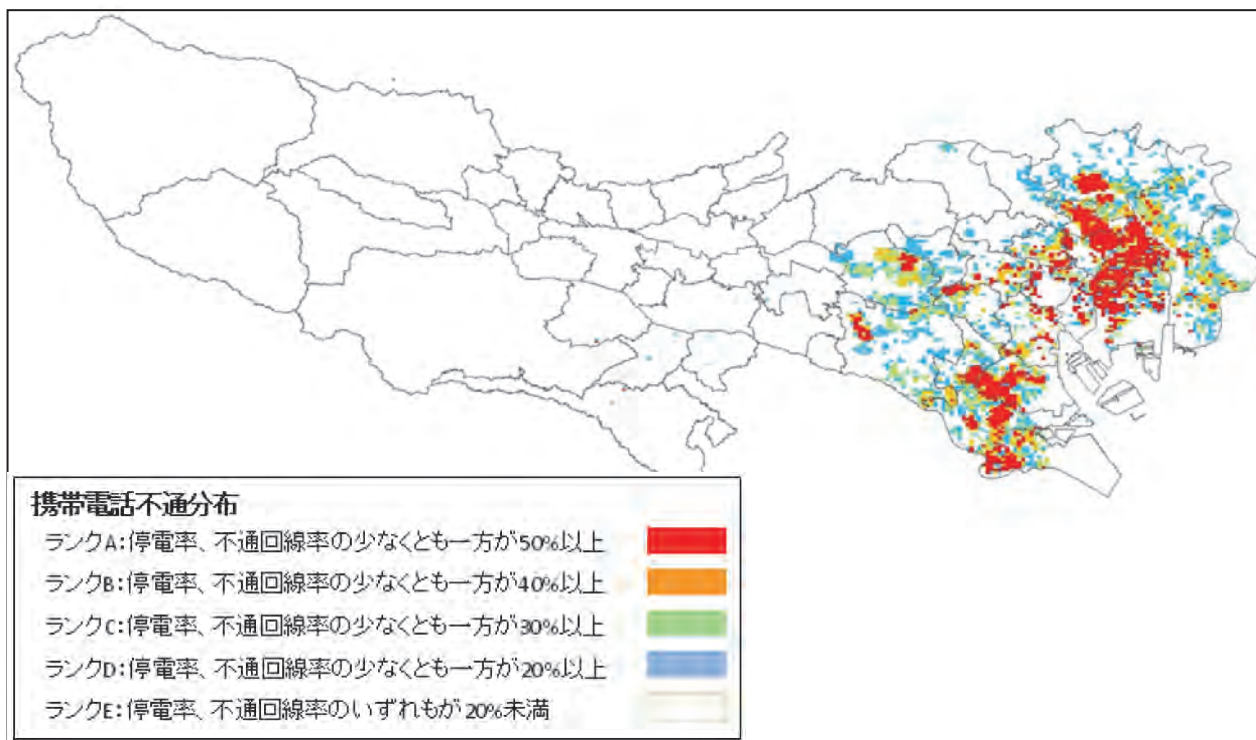
第3章 足立区の概況と被害想定
 第2節 地震災害の被害想定

＜細街路閉塞の可能性があるエリア：東京湾北部地震＞



(7) ライフライン被害

- ア 電力：停電率が東京湾北部地震において24.3%となる。
- イ 通信：固定電話の不通率が東京湾北部地震において11.2%となる。
携帯電話の不通回線率も50%を超える地域がある。
- ウ ガス：東京湾北部地震、多摩直下地震で、ほぼ100%の支障率となる。
- エ 上水道：東京湾北部地震で被害が最も大きく、断水率は52.7%となる。
- オ 下水道：東京湾北部地震で被害が最も大きく、足立区の管きょ被害率は27.4%となる。



(8) 避難者、帰宅困難者等

ア 避難者：東京湾北部地震で最大となり、冬18時・風速8 m/sの条件では、約30万人で、区内人口約67万人の4割強となる。多摩直下地震の冬18時・風速8 m/sの条件では、約18万人で、区内人口約67万人の3割弱となる。

イ 帰宅困難者：北千住駅は、5路線が乗り入れ、1日の平均乗降客数が150万人を超える首都圏有数のターミナルである。このため、乗換利用が多く、発災時間によっては、駅構内に多くの滞留者が発生する。駅周辺の滞留者は駅屋内、屋外を含め3万人程度となる。待機人口等を含めた帰宅困難者は6万人程度となる。

ウ 駅周辺滞留者：それぞれの駅における駅周辺滞留者は、下表に示すとおりである。

【区内鉄道駅における駅周辺滞留者】

駅名	利用者数	屋内滞留者	屋外滞留者	駅周辺滞留者計
JR 東日本				
北千住 (※)	750,035	23,376	7,077	30,453
つくばエクスプレス (TX)				
青井	6,028	188	57	245
六町	12,637	394	119	513
東武鉄道				
堀切	1,996	62	19	81
牛田	11,362	354	107	461
小菅	2,802	87	26	114
五反野	17,348	541	164	704
梅島	15,534	484	147	631
西新井	31,835	992	300	1,293
竹ノ塚	35,638	1,111	336	1,447
大師前	6,758	211	64	274
京成電鉄				
千住大橋	6,475	202	61	263
京成関屋	12,354	385	117	502
東京地下鉄				
綾瀬	218,481	6,809	2,061	8,871
北綾瀬	13,294	414	125	540
日暮里・舎人ライナー				
足立小台	1,637	51	15	66
扇大橋	3,791	118	36	154
高野	2,352	73	22	95
江北	4,209	131	40	171
西新井大師西	4,820	150	45	196
谷在家	4,028	126	38	164
舎人公園	1,945	61	18	79
舎人	3,301	103	31	134
見沼代親水公園	5,361	167	51	218

※ 北千住駅は乗換利用を含む（JR東日本、つくばエクスプレス、東武鉄道、東京地下鉄（日比谷線）、東京地下鉄（千代田線）の5駅の乗車人数の合計）。

※ 各駅の利用者数は平成26年度の一日乗車人数の平均値。

※ 各駅の滞留者数は、北千住駅の数値（「首都直下地震等による東京の被害想定」より）をもとに駅利用者数の比によって算出。

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

エ エレベーター停止：東京湾北部地震（冬 18 時、風速 8 m/s の条件）で最大となり、区内で 150 台以上が停止する。高層建築物が少ないため、区では他区と比べて被害が少ない。

オ 要配慮者への被害：東京湾北部地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で最大となり、500 人以上の死者が発生する。また、多摩直下地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で、150 人以上の死者が発生する。負傷者は、東京湾北部地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で 7,000 人以上となり、多摩直下地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で 2,000 人以上となる。（※）

〔 ※ 要配慮者への被害における負傷者数は、死者総数（約 700 人）と負傷者総数（約 10,000 人）の比より算出。 〕

カ 自力脱出困難者：東京湾北部地震（屋内滞留人口が多い朝 5 時の条件）で最大となり、約 5,000 人発生する。建物全壊による影響が大きく、区は当該被害の数値が高い。

キ 震災廃棄物：東京湾北部地震（冬 18 時・風速 8 m/s の条件）で最大となり、約 335 万 t（体積 439 万 m³：東京ドーム 3.5 個分（1 個あたり 124 万 m³））が発生する。建物の全壊・半壊、焼失等による影響が大きい。

（9）複合災害

ア 本計画は、地震による災害について取り扱うものであるが、複合災害（異常な風雨を伴う台風、ゲリラ豪雨等の気象災害が、地震と同時又は時間差をもって発生）が起こることで、被害が想定レベルを超え、甚大な被害につながる可能性があるため、柔軟な運用が必要である。

<複合災害の具体例>

- 梅雨や台風シーズンでの地震発生による浸水被害

梅雨期や台風シーズン等降雨期に地震が発生した場合、雨水ポンプ場等の雨水管路施設の流下・排水機能が低下すれば、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生する可能性がある。

- 台風等の強風時の地震発生による火災延焼拡大

台風若しくはそれに準ずる気象条件下において、地震が発生した場合、飛び火による延焼拡大等、想定以上の広域延焼被害が発生する可能性がある。

(10) 定性的な被害（定量的に示すことが困難な被害）

ア 東日本大震災の経験を踏まえながら、起こりうる被害をより広く捉えると、定量的に示すことが困難な被害も発生する。

<定性的な被害（定量的に示すことが困難な被害）の具体例>

○ 発災直後の出火以外の火災や同時多発火災等による被害拡大

地震発生から数日後の復電による通電火災や不審火等による火災が発生する可能性がある。また、同時多発火災の発生、停電・電話の不通による119番通報の支障等により、公的消防隊への通報が遅れ、消火困難な火災が増える可能性がある。さらに、路上の放置自動車、沿道家屋の倒壊、電柱の倒壊により細街路の道路閉塞が発生し、消火活動が著しく阻害され、消火困難な火災が増える可能性がある。ビルの高層階では、ゆれが増幅されるため、火気器具等による出火が生じる可能性がある。そのような場合、高層階における消火活動は困難であり、火災被害が増大する可能性がある。

○ 交通施設及び交通ターミナル被害

鉄道や道路をまたぐ橋梁や橋げたが被災・落下することはほとんどないと想定されるが、落下した場合には、通行中の列車や車両が被災し、死傷者が増加する可能性がある。また、鉄道の脱線事故により対向列車や沿線建物との衝突事故が発生した場合、死傷者が増加する可能性がある。特に、高速道路高架部分で車両落下等が生じた場合、高架下の市街地での火災延焼等の被害拡大が生じる可能性がある。さらに高架下店舗の被災により多数の死傷者が発生する可能性がある。膨大な鉄道利用者が滞留しているターミナル駅の天井崩落や通路への利用者が殺到等による事故が生じた場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第1節 基本目標

第4章 減災目標と対策の方向性

第1節 基本目標

第1 基本目標

減災の目標には、大別して「人的被害（死者）の軽減」に関わる目標と「まちの早期復興」に関わる目標があり、この最終到達点である「**死者をなくす**」及び「**区民生活の早期復興**」を基本目標として設定する。

なお、足立区の「被害想定」では、地震災害被害（第1部第3章第2節）において、死者数が712人（最大：東京湾北部地震の場合）にのぼると想定している。その原因別内訳は概ね以下のとおりとなっている。

【被害想定（死者）：東京湾北部地震（冬・18時 風速8 m/s）】	
■ゆれ・液状化建物被害	400人
■火災	309人
■ブロック塀等	3人
※ 災害による人的被害の原因として大きいのが「ゆれ・液状化建物被害」「火災」であり、これを踏まえ各施策を推進することにより、人的被害（死者）の軽減・ゼロ化を図る。	

第2 基本目標達成の考え方

第3部の災害予防計画、第4部の災害応急対策計画、第5部の災害復旧計画の施策が全て実施されることにより、基本目標である「**死者をなくす**」及び「**区民生活の早期復興**」が達成されるものとして施策を推進する。

第3 基本目標達成のための施策管理

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものであり（第1章第5節「計画の修正」）、また、この計画の遂行にあたっては、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同による調査研究、訓練、その他の方法により、計画の習熟に努めなければならない（第1章第4節「計画の習熟」）。

これを受け、目標達成のために実施する各施策のうち、事前に準備できる災害予防計画（第3部）については、その進捗管理の徹底を図るものとし、その仕組みづくり（管理体制及び管理帳票の整備）を行うものとする。また、震災対策は、その内容が風水害対策も含むものがあることから、災害予防計画の震災編の施策体系を基本に施策管理を行う。

1 施策等の管理体制の整備

本計画の災害予防計画（第3部）に記載する施策に対して、それぞれに関係する関係機関や庁内担当部課に危機管理部を加えた、検討部会等を整備し、年1回、各年の施策実施状況（進捗、課題点など）を確認するとともに、施策実施の強化方策などについて検討を行う。

また、検討部会等の検討結果により、必要に応じ本計画の見直し案を作成し、防災会議の承認を得て、計画の修正を行う。

2 検討部会等の検討項目例

検討部会等は、分野ごとに示している各施策に対して、以下の検討を行う。

- (1) テーマ
- (2) 施策名称
- (3) 担当部署（施策の所管部署及び検討部会担当部署）
- (4) 前年度までの実施状況
- (5) 今年度の実施状況
- (6) 施策遂行の課題点
- (7) 改善の方向性等

3 施策目標による管理

各施策目標は、災害予防計画（第3部）に示す施策のうち、代表的な事業や指標を整理している。

今後、検討部会等で分野ごとに施策の検討を行い、新たな予防対策を講じる必要が生じた場合には、この新たな予防対策に関する事業や指標を設定し、進捗の管理を行う。

事業や指標を追加するにあたっては、到達目標と同じ事業や指標とするか、若しくは到達目標に寄与する事業や指標とする。

第2節 現在の到達状況

震災対策は、その内容が風水害対策も含むものがあることから、震災対策の施策体系（13 施策）に基づき、現在の到達状況を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要なため、様々な媒体を通して広報を実施し、意識啓発を行っている。

また、各家庭における家具類の固定等の転倒・落下・移動防止策の実施、家庭内備蓄の推進、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

- (1) 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止の備えをしている区民の割合
60.5%（令和2年2月実施「第48回足立区政に関する世論調査」）
- (2) 食料・水等の備蓄を行っている区民の割合
66.3%（令和2年2月実施「第48回足立区政に関する世論調査」）
- (3) 地震体験車訓練体験者数 14,563 人（令和元年度）
- (4) 総合防災訓練参加者約約 8,850 人（平成30年度）
- (5) 都立高校や特別支援学校における防災訓練の実施への支援

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

2 地域による共助の推進

防災区民組織（町会・自治会等）は、主に町会・自治会等、区民同士が協力して、各地域において防災訓練等の自主的な取組みを進めるとともに、区は、未結成地域を解消するため、区民に対し積極的に指導・助言を行っている。

町会・自治会等は、防災区民組織を基盤として、可搬消防ポンプを配備する区民消火隊や、救出・救助資器材を配備する区民レスキュー隊を結成し、初期消火や救出・救護活動能力を高めている。さらに、区は、地域の初期消火能力の向上をめざし、全町会・自治会を対象に、平成24年度から、消火栓に直結し放水のできる「スタンドパイプ」の配備を進めており、平成27年度までに概ね完了している。なお、スタンドパイプを配備する際には、消防署と連携し、町会・自治会に対し、スタンドパイプの操作訓練も実施している。

また、区は、複数の町会・自治会等で構成される避難所運営会議が主体となって行っている避難所運営訓練を支援するとともに、避難所運営本部長・庶務部長を対象とした会議や、訓練の準備等の目的で行われる役員会や全体会等を通じて、防災に関する最新情報の普及啓発を行っている。

(1) 防災区民組織（町会・自治会等）の結成数 402 組織（令和2年度4月現在）

※ マンション管理組合等 11 組織含む

※ 町会・自治会での組織率 約91%

(2) 区民消火隊の結成数 168 隊（令和2年度4月現在）

※ 可搬消防ポンプ複数保有町会あり

(3) 区民レスキュー隊の結成数 158 隊（令和2年度4月現在）

(4) 避難所運営訓練の令和元年度実施数 60 箇所（参加者 9,071 名）

（資料編震災編 第3「防災区民組織結成一覧」P.17、第5「区民レスキュー隊町会・自治会一覧」P.32）

3 消防団の活動体制の充実

発災時に、消火活動、救出・救護活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要であり、区は都とともに、消防団の活動支援を行なっている。

○ 区内の消防団員数 996 人（令和2年4月1現在）

（資料編震災編 第6「消防団関係」P.35）

4 事業所による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区及び都は、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所等地域の連携を図る取組みを推進し、地域の防災力向上を図っている。

○ 区内事業所へのスタンドパイプ配備

セブン&アイHDとの包括連携協定に基づき 20 店舗配備（平成31年度3月現在）

足立成和信用金庫との包括連携協定に基づき 10 店舗配備（平成31年度3月現在）

5 ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営等、発災時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。区は、総合防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施する等、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりに取り組んでいる。

また、社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。

6 防災士等との連携

過去の災害においても、災害発生当初は、近隣住民同士の助け合い、特に避難誘導、避難支援、救出・救護等の活動が多く命を救うものとして大変重要視されている。そのため、これらの活動の中心となることができる防災士等の団体等と、応急対策に関する協議を行っている。

7 地区防災計画の策定

災害対策基本法が平成25年6月に改正され、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

地区防災計画は、地区居住者等で構成される防災区民組織、事業所等により自発的に行われるボトムアップ型の防災活動に関する計画であり、防災区民組織、事業所等が自らの被害イメージを共有し、応急対応、事前対策などを検討し、それを策定・運用することにより、計画的な防災活動による地域防災力の向上を図るものである。

足立区では、平成27年度から地区防災計画の策定に取り組んでおり、令和2年度は6団体の新規策定を支援した。

また、策定後3年経つ団体に対して令和2年度には10団体の計画の見直しを支援した。

(資料編震災編 第8「地区防災計画策定状況」P.40)

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 区におけるこれまでの取組

区では、大地震による延焼火災から区民の生命と財産を守るため、昭和57年3月に「足立区防災まちづくり基本計画」を策定し、まちを延焼遮断帯で囲う「防災輪中構想」という考え方を基本として、「逃げないですむ防災まちづくり」を推進してきた。

その後、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、密集市街地に被害が集中したことから、改めて密集市街地での防災対策の重要性や緊急性が再認識された。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震において、古い建物の倒壊が多く見受けられたことから、従来の延焼火災を防ぐことを中心とした対策から、建物の倒壊を防ぐことも視野に入れた対策が求められることになった。

そこで、平成20年3月に「足立区防災まちづくり基本計画」を改訂し、新たに建物個々の耐震性の強化を図る視点を加えるとともに、復興まちづくり計画も含めた内容に改められた。

木造住宅密集地域における具体的な取組みとしては、密集市街地整備事業や防災街区整備

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

地区計画の制度を活用した修復型のまちづくりを推進している。さらに、足立区耐震化促進計画に基づき、戸建て住宅を中心として耐震診断、耐震改修工事の促進を図るとともに、老朽危険家屋の是正指導、無接道敷地の建替え促進や二方向避難路の確保に鋭意取り組んでいる。

また、区民による安全安心なまちづくりの重要性から、災害時における区民自らが行動できるよう、区民による避難所運営訓練、区民・企業が一体となった地域の連携・協力が不可欠であり、区は「災害に強いまちづくりと人づくり」を積極的に展開している。

しかし、平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、多くの生命、財産を失い、従前の取組みでは不十分なことが判明し、この震災を教訓として、帰宅困難者対策等、新たな地震への取組みが必要となっている。

平成24年4月に都が発表した東京湾北部地震の被害想定では、木造住宅密集地域での火災発生や家屋の倒壊、多数の帰宅困難者の発生が予測されている。

今後も、国の防災への取組みや東京都の地域防災計画を踏まえながら防災対策に取組み、特に高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、津波対策、区民自らが被害を最小限に抑えるための区民自らの自助、共助、それらを支援する公助を推進し、災害による死者をなくす取り組みを進めていく。

2 木造住宅密集地域の改善（防災まちづくり）

区は、都と連携して、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域の改善を図るための重点的・集中的な取組として、不燃化特区による市街地の不燃化や耐震化、延焼遮断帯や避難・救援路となる特定整備路線の整備等を進めることにより「燃えない、燃え広がらないまちづくり」を推進している。

また、既存事業では救済されることなく危険な状態が続いてきた無接道敷地について、一定の条件をもとに建替えや二方向避難路の確保が可能となるよう、区独自の新たな仕組みを整備し、建築主への指導に努めている。

3 建築物の耐震化及び安全対策

区は、発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。

- (1) 防災上重要な公共建築物 99.2%（令和2年度）
- (2) 公立小学校 100%（平成27年3月）
- (3) 公立中学校 100%（平成27年3月）
- (4) 民間特定建築物 88.3%（令和2年度）
- (5) 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止実施率 60.5%（令和2年2月実施「第48回足立区政に関する世論調査」）

4 液状化対策の強化

都は、木造2階建て住宅等の小規模建築物を対象とした「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成した。区は都と連携を図り、手引きに基づき液状化対策に関する情報を提供していく。

5 出火、延焼等の防止

区は、町会自治会等への消火器の配備及び街頭へのロケット型消火器の配備を行っている。さらに防災区民組織（町会・自治会等）に対して、スタンドパイプや可搬消防ポンプ等の配備を行っている。

また、東京消防庁において防火水槽や深井戸（区内3箇所）、区において深井戸（区内2箇所）等の整備を行っている。

【災害用深井戸の整備】

- (1) 西新井消防署大師前出張所（東京消防庁、平成16年度設置）
- (2) 区立本木小学校（東京消防庁、平成25年度設置）
- (3) 区立関原中央公園（東京消防庁、平成27年度設置）
- (4) 千住龍田町防災ひろば（旧千寿第六小学校跡地）（足立区、平成30年度設置）
- (5) 柳原二丁目児童遊園（千寿桜堤中学校隣接）（足立区、令和元年度設置）

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 交通関連施設の安全確保

都は、緊急輸送道路の機能強化、連続立体交差事業等の実施により、災害時においても交通・物流機能を維持す取り組みを推進している。あわせて、緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物が地震により倒壊して緊急輸送道路を閉塞することがないように、特定緊急輸送道路の指定を行う等、沿道建築物の耐震化を推進している。

また、国土交通省は、首都直下地震発生の際、近隣県から都心に向けた八方向（八方位）毎に、一斉に道路啓開を進行（八方向作戦）するため、国道や高速道路、都道の被災箇所・規模が比較的小さい路線・区間を交互に組み合わせる優先啓開ルートを設定した。発災後は、現地状況に応じて柔軟に対応しつつ、各道路管理者が連携して、管理する道路の道路啓開を実施する。

区も独自に区内の緊急輸送道路を指定し、避難所への物資等の輸送や避難行動がスムーズに行えるよう、橋梁の耐震化や長寿命化・更新、無電柱化を進めるとともに、道路占用物の耐震化、関係交通機関施設の耐震化、区内の道路啓開の実施計画の検討等を進めている。

- (1) 区内の都市計画道路完成率 77%
- (2) 連続立体交差事業による踏切除却
- (3) 不要な水門等の撤去及び排水機場等の耐震化
- (4) 道路占用物の耐震化の推進

2 ライフライン等の確保

電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取り組みが進められている。

- (1) 水道管のダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了(平成22年3月)
- (2) 下水道マンホールの浮上抑制対策を緊急輸送道路等約500kmについて完了(平成23年3月)
- (3) 避難所等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を完了(平成

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

26年3月)

3 エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー(電力)については、区は、これまで環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するために、太陽光発電システム設置支援等を行っており、支援件数は2,500件を目指している。また、平成20年度から、廃プラスチック焼却の熱エネルギー回収するサーマルリサイクル事業を展開し、回収した熱エネルギーは温水供給や発電等に利用することとしている。

第4 津波等対策

都の被害想定によれば、足立区に建物被害はない。しかし、荒川の高水敷(河川敷)の一部に遡上した波がかかる可能性が考えられ、災害時の避難行動のあり方、避難誘導等について足立区の地域特性に合った対策を検討しておく必要がある。

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制の強化

水防活動に必要な資器材については、水防倉庫3箇所に着蓄しており、定期的に点検を実施している。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

防災行政無線をはじめとした、各防災関係機関との情報伝達手段を整備している。

(第3部 第6章「情報・通信の確保」P.176)

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

都では、地震発生時の津波災害に備えた適切な行動方法や心構え等を「津波に対する心得」として示している。

また、東京都総合防災訓練では、津波による被害を想定し、水門・陸こうの閉鎖訓練や区民の避難訓練等を行い、東京港における津波対策を検証しており、区も参加している。

第5 応急対応力の強化

1 区の初動対応

区内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、足立区災害対策本部を設置する。

また、勤務時間外に足立区で震度5弱以上の地震が発生した場合、若しくは区が設置している震度計が5弱以上を記録した場合は自動的に指定職員が参集し、ただちに緊急災害対策本部を設置して対処にあたる体制を整備している。

(1) 足立区災害対策本部全職員：約3,700人体制(再任用職員含む)

(2) 足立区緊急災害対策本部 指定職員：約450人体制

2 広域的連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域的連携体制として、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定、近隣自治体との協定、その他比較的遠距離の自治体との協定を締結している。

また、広域的活動を支える拠点の整備について、区内都立公園等が指定されている。

3 防災関係機関との連携体制

医療救護関係、食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等様々な防災関係機関との協定を締結している。

第6 情報・通信の確保

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

一部無線FAXを含む、足立区防災行政無線網及びMCA無線網を、防災機関、区の出先機関等との間に整備している。

また、都との間に東京都防災無線及び東京都災害情報システム（DIS）が整備されている。さらに、区内3箇所の高所カメラ及び北千住駅前カメラ、災害用定点カメラ（100台）等の画像情報を区防災センターで収集できるシステムがある。

また、これらの映像を消防機関および警察へ提供できるシステムを構築している。さらに、東京都災害情報システム（DIS）に接続し、情報の相互伝達を行う体制を整えている。

（東京都災害情報システム（DIS）に携帯電話等を活用した画像情報を取り込む）

2 住民等への情報提供

区は、多様な手段を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。

(1) HP

ア 災害時のアクセス集中対策（理論上10倍に強化）

イ 災害時トップページへの自動切り替え

(2) A-メール

区のHPと連動した情報発信

(3) 公式SNS（Twitter・Facebook・LINE）

公式SNSはHPのトップ画面の表示

(4) 緊急速報エリアメール

(5) 災害用デジタルサイネージ

(6) 防災行政無線

ア 防災無線テレホン案内の周知徹底

防災行政無線の放送内容を電話で確認できる旨「あだち広報」で周知

イ 防災無線テレホン案内のアクセス集中対策

1本の電話回線で多数の電話が集中してもほとんど話中にならないNTTの電話情報サービス「テレドーム」を導入

(7) コールセンター

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

- ア 受託事業者による災害時の対応
時間外対応を行う人員の手配等の協力を依頼
- イ 災害時の職員によるコールセンター業務の応援
職員向けに「コールセンター立ち上げ訓練」を実施

(8) ラジオ

大規模災害時におけるラジオの有用性を考慮し、防災行政無線デジタル化整備に合わせ、可搬型のFM放送機器を導入、令和元年度より総合防災訓練等を通じて試験放送を実施

(9) やさしい日本語の導入

自動配信文を「やさしい日本語」に改訂し、外国人等に配慮した情報伝達を推進

3 住民相互の情報収集・安否確認等

通信事業者による安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制の確立

都では、東京DMAT指定病院を25箇所指定し、1,000名を超えるDMATの隊員を養成するほか、都医療救護班等を確保する等、初動医療体制を整備している。

区における災害拠点病院は3箇所、救急指定医療機関は27箇所、ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地は、10箇所である。

また、区では、災害対策本部に「医療部」を設け、関係機関と連携して対応する体制を整備している。

そのうえで、区医師会と協働して、区医療部と各病院間での情報通信やトリアージ等の訓練を実施し、初動期における即応力の向上を図っている。さらに区東北部保健医療圏（足立区、葛飾区、荒川区）において、協議会等を定期的に開催し、あわせて合同訓練や図上訓練等を実施することにより、重傷者の搬送や受入等、区単独での対応が困難な場合の連携体制を整備している。

(1) 災害拠点病院（博慈会記念総合病院、西新井病院、苑田第一病院）

(2) 救急指定医療機関 27箇所（令和2年8月1日現在）

（資料編震災編 第39「救急指定医療機関」P.111、第40「その他の一般病院」P.112）

(3) 緊急医療救護所 19箇所

（資料編震災編 第38「緊急医療救護所」P.110）

(4) ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地 10箇所

（資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.65）

2 医薬品・医療資器材の確保

区は、区医師会との協定に基づき、緊急医療救護所を中心に、災害用医薬品・医療資器材を配備した。平成25年度からは都の補助金を活用して、緊急医療救護所用テント等の配備を始めた。また、避難所等備蓄として区内123箇所に災害備蓄用医薬品セットの配備を行っている。さらに、区内薬剤等卸業者や医療機器の関係5団体と災害時協力協定を締結してい

る。

3 保健衛生体制の確立

保健衛生活動のため、区は、飲料水、食品等に関する衛生指導、被災地における飲料水の取扱いや食品製造業・販売店等に対する衛生指導、食中毒等感染症の早期発見・処置等の体制をとる。また、区歯科医師会等と協働して、誤嚥による肺炎等の防止を目的とした口腔ケアの指導等、避難所等における健康管理の指導を行う。

また、防疫活動として、衛生機材及び薬剤の調達、薬剤の散布等の体制をとっている。

4 遺体の取扱い

区は、関係機関と協力し、震災時における遺体の検案や火葬許可証の発行等を行う訓練を実施している。

都では、広域火葬体制に関する計画を整備している。

- (1) 遺体の搬送・資材・消耗品並びに役務に関する協定
- (2) 都内区部火葬場 9箇所（うち7箇所が民営）

第8 帰宅困難者等対策

1 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

都は、国とともに東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる協議会を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。

※帰宅困難者の推計

東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、震度5強の揺れが発生した場合には鉄道等のほとんどの交通機関が停止する。そのため、想定しているいずれの地震規模でも、冬の平日18時に地震が発生した場合、都内滞留者（約1,387万人）のうち約471万人（約34%）が帰宅困難者になり、これと東京都市圏外からの流入者を合わせると、都内の帰宅困難者は約517万人発生するとしている。この内、足立区においては、107,115人の帰宅困難者が発生すると想定されている。また、都心区において発生した帰宅困難者が埼玉県、千葉県等への帰宅のため区内の幹線道路を中心に通過することも予測される。

2 一斉帰宅抑制の基本方針の策定

協議会において、平成23年11月に、個人や事業所、行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定した。

3 東京都帰宅困難者対策条例の制定

都は、首都直下地震の切迫性に加え、帰宅困難者対策に対する区民の関心が高いこの機を捉え、行政、事業者、区民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取り組みを明文化した東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を制定した。（資料編震災編 第42「東京都帰宅困難者対策条例」P.117）

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

4 東日本大震災時の対応

東日本大震災時には、都内で、区・国・都及び民間事業者による 1,030 施設で、94,001 人の帰宅困難者を受入れた。

5 帰宅支援拠点の整備

都では、安全確保後の帰宅支援のため、一時滞在施設を 1,118 箇所（令和3年1月1日現在）、災害時帰宅支援ステーションを 11,046 箇所（令和2年7月末現在）確保した。また、一部のステーションには、NTT東日本による特設公衆電話の整備も進んでいる。区は、災害時には情報提供ステーションを足立区生涯学習センター（学びピア 21）に設置することとしている。

6 駅前滞留者対策推進協議会の設置

鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成19年7月に北千住駅前滞留者対策推進協議会を設置し、さらに、北千住駅前交番南側に、現地本部用資機材置場を設置した。

また、平成27年3月に、鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、綾瀬駅等滞留者対策推進協議会を設置した。

7 帰宅困難者用備蓄の配備

帰宅困難者用等の備蓄として、災害備蓄用飲料水 743,9040、クラッカー65,380食、毛布 271,493枚、カーペット（マット）180,595枚を災害備蓄倉庫等に備蓄している（令和3年2月現在）。

8 帰宅困難者に対する情報通信体制の整備

平成24年度に全ての区立小・中学校や保育園、私立の保育園や幼稚園の一部等に、固定電話や携帯電話等が不通時にも、保護者に子どもの安否を発信できるよう公衆無線LAN設備を設置し、情報通信体制の整備を行っている。

また、災害時帰宅支援ステーションや一時滞在施設の位置等を示し、帰宅を支援するスマートフォン用の足立区防災アプリを開発し、無償で提供をしている（令和2年3月末現在ダウンロード数：約49,260件）。

9 帰宅困難者等の情報収集及び情報提供体制の整備

災害時に駅周辺滞留者や、幹線道路、踏切等の情報を収集するために、国の補助金を活用して、区内に災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）を100箇所、帰宅困難者等に一時滞在施設や交通機関等の情報を提供するための災害用デジタルサイネージを9箇所に整備した。

10 一時滞在施設の確保

都指定施設（10箇所）のほか、区は、民間事業者（12社）と協定締結し、一時滞在施設を22箇所確保している（令和3年4月現在）。

第9 避難者対策

1 避難体制の整備

区は、避難指示等の基準及び避難時における関係機関との連携体制について常に検討を続け、その結果を盛り込みながら対策の強化を図っている。

また、第一次避難所をはじめとした避難施設について、これまでもホールや会議室等を有する施設の所有者と協定を締結する等し、確保に努めている。さらに、都県境を越える大規模水害発生時に、自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組みづくりを目指し、都は、区、防災機関、学識経験者等からなる広域避難プロジェクトを発足し、検討を進めている。

2 避難所の指定及び管理運営の整備

令和2年度10月現在、区内で第一次避難所125箇所、第二次避難所（福祉避難所）72箇所が指定されている。避難所の受入人数は約16万人となっている。なお、区内公立小中学校の耐震化は完了している。

また、平成23年度から避難所運営本部長・庶務部長に「避難所マニュアル（案）」を配布し、各避難所運営を支援している。（「避難所マニュアル」は毎年度見直している。）平成30年度には、学校関係者に加え、役職（本部長など）、部（庶務部など）担当ごとに色分けしたビブスを導入配備した。

令和2年度には、ペット動物の同行避難、新型コロナウイルス感染症流行時の避難所の感染症対策について検討し、水害時避難所運営手順書（第1部 事前学習編、第2部 開設運営編）で示しているが、今後は、震災時の避難所マニュアルも感染症対策等を反映していく。

3 要配慮者の支援体制

発災時に備え、関係機関と避難行動要支援者名簿を共有している。また、安否確認等の支援方策についてマニュアル等を整備している。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品等の確保

区と都は、避難者用に、クラッカー、アルファ米等の食料、飲料水、調製粉乳のほか、毛布、敷物、ローソク等の生活必需品を備蓄するとともに、米穀、副食品、加工食品、生鮮食料品、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ業界団体、事業者等に協力を依頼している。

近年では、平成28年度から毎年度10,000枚程度、備蓄容量の増大及び毛布品質の維持を目的として、毛布のリパック（クリーニング及び真空包装）を実施している。平成30年度には、衛生面を配慮した使いきりタイプ哺乳ボトルを第一次避難所に100個ずつ配備した。

平成30年度、令和元年度に棚卸しを実施し、備蓄物品の保管状況等の管理を強化する。

また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所から概ね2kmの距離内に1箇所の給水拠点を整備している。さらに、防災まちづくり政策において、市街地整備や再開発事業の中で、備蓄倉庫や貯水槽等を整備してきた。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

- (1) 1区と都を合わせて、概ね3日分の食料を確保（4日目からは、調達物資（炊き出し等）での対応を想定）
- (2) 被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等を区と都、市町村合わせて、概ね7日分を確保
- (3) 給水拠点8箇所整備箇所整備（区民約70万人に一人1日3ℓの給水を行うとして、約3週間分以上の水量に相当）
- (4) 区で、浄水装置118箇所備蓄（令和3年1月現在）
- (5) 家庭内備蓄の普及啓発

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

区と都は、避難者用の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫を整備している。区は、各避難所に物資を分散備蓄しているほか、区内7箇所に備蓄倉庫を整備し、各避難所等への不足品等の補填を行うこととしている。

都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として3箇所の地域内輸送拠点（物資集積場所）を選定している。

また、区は、災害時における臨時の物資集積場所の提供・運営、当該物資集積場所から避難所等への物資輸送についての協定締結機関の協力を得る。

義援物資については、区と都が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定する。

- (1) 備蓄倉庫7箇所（3,521.88㎡）を整備（令和2年4月現在）
- (2) 物資の集積場所3箇所（都立舎人公園、都立東綾瀬公園、区立保木間公園）
- (3) 臨時の物資集積場所の提供・運営と物資の輸送（太成倉庫(株)、ヤマト運輸(株)城北主管支店）

3 輸送体制の整備

区は、備蓄倉庫及び物資の集積所から避難所等への物資の輸送を、協定締結機関等と協力して行う。

東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合城東支部、足立貨物運送事業協同組合、アカギヘリコプター株式会社等との協定締結等により、輸送手段の確保、輸送体制の構築に努めている。

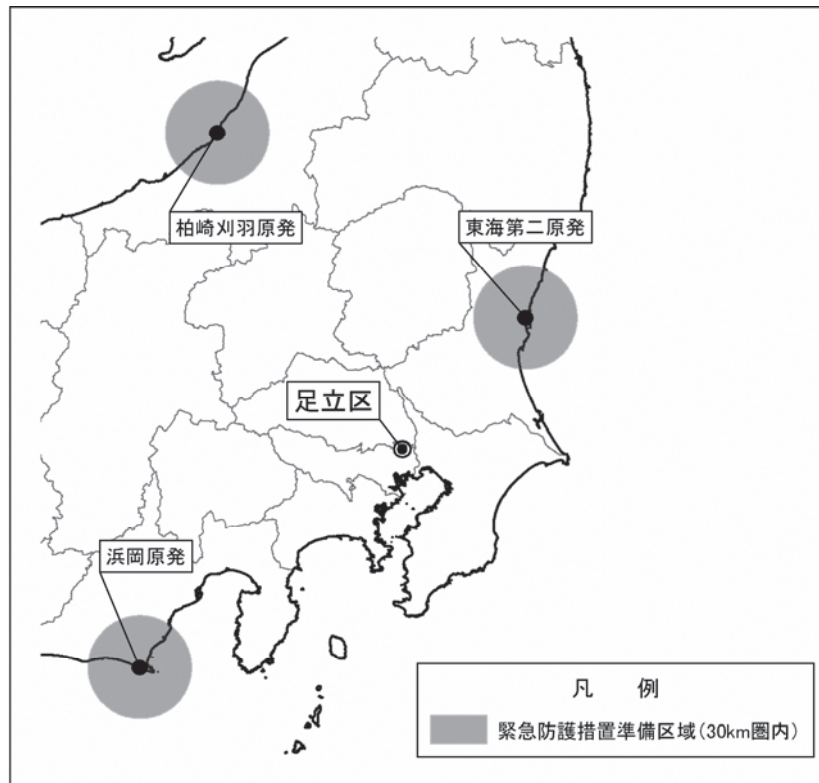
物資輸送のオペレーションは、区災害対策本部（区民部）が行うこととなっており、関係者との連絡手段は電話やFAX、防災行政無線を主としている。

第11 放射性物質対策

足立区は、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日制定（原子力規制委員会））に規定される、実用発電用原子炉に係わる原子炉施設から5km圏の「実用発電用原子炉に係わる原子炉施設に係わる予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、及び30km圏の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」に入っていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合、直ちに区民の避難等の対応を迫られるものではない。

【関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域】



(資料編震災編 第57「関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域」 P. 191)

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等、原子力災害の特殊性を考慮すると、区に最も近い原子力施設で緊急事態が発生した場合に備え、区民が心理的動揺や混乱をできる限り起さないように対策を講じる必要がある。

なお、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は、以下のとおりとなっている。

1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

区では、放射性物質の飛散に対処するため、各部が適切に対応するとともに、区民の健康不安を払拭するために、区立小・中学校をはじめ、地域に開放している区の管理用地等 792箇所（平成23年度）における放射線測定を実施した。

- (1) 保育園、幼稚園、こども園等や、区立小・中学校
- (2) 地域に開放している区管理用地や区有施設
- (3) 学校・保育園給食
- (4) 区民農園

2 区民への正確な情報提供等

区では、放射能に関する区民の相談等について、保健所において相談を実施するとともに、HP上に放射線対策についての情報やQ&A集を掲載する等、区民の不安を取り除くため、情報提供を実施した。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

第12 住民の生活の早期再建対策

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「り災証明」について、早期発行が可能となるよう東京都被災者生活再建支援システム（共同利用）を導入した。

また、義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿の処理

避難所でのトイレについて、従来からの災害用トイレ施設や簡易トイレの備蓄に加え、マンホールトイレの部材を配備した。さらに復興税を活用し、平成27年度までに、区内52箇所の公園に、防災設備として「マンホールトイレ・防災井戸・LED照明・資機材倉庫」をセットで整備している。

また、マンホールトイレは、令和2年4月時点で、区立小中学校27校、都立江北高校1校の校内に整備し、避難所近傍の公道上のマンホール96箇所を指定している。

【災害用トイレの備蓄等】

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) マンホール対応型トイレ | 約680基 |
| (2) アースイン（埋設型）トイレ | 約70基 |
| (3) 簡易（ダンボール）トイレ | 約2,500基 |
| (4) トイレ用便袋 | 約586,000袋 |

3 がれき、避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）

平成27年7月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正があり、東京都は平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。区は、都の広域計画策定を受け、区内のし尿を含むがれき、避難所ごみ等の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するために、平成31年3月に「足立区災害廃棄物処理計画」、令和2年9月に「足立区災害廃棄物処理マニュアル」を策定した。

また、特別区共同処理体制の構築のため、平成31年3月に特別区災害廃棄物処理対策用のMCA無線を23区が導入し、令和元年度から「特別区定期通信訓練」を毎月1回行うなど、情報連絡体制の強化を図っている。

第13 受援

区は、自治体や公共的団体、協力機関、民間企業等と、災害時の協定を締結している。

（資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」P.254）

また、地域防災計画において、それぞれの施策に応じた受援体制等の基本的な事項を計画している。構成は、「防災関係機関との連携」「災害時の相互応援協定時自治体からの支援」「その他の自治体からの支援」「民間協定団体からの支援」「災害ボランティアからの支援」「医療関係機関からの支援」となっている。

第3節 課題

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13施策）に基づき、課題を整理する。

第1 区民と地域の防災力

1 自助による区民の防災力における課題

震災時の被害想定では、屋内収容物による死傷者が301人発生すると想定されており、こうした被害をなくすためには、「家具類の固定等の転倒・落下・移動防止」等の備えを講じる必要がある。

しかしながら、足立区が実施した調査（令和2年2月実施「第48回足立区政に関する世論調査」）によれば、こうした取組みを行っている区民の割合は60.5%である。

また、道路閉塞や事業者の被災等により、食料や水等の物資の供給が困難になるほか、区や都による備蓄も限られているため、各家庭内での備蓄が重要となる。

備蓄している人の中でも目安となる3日分以上の備蓄を行っている区民の割合は、水の場合が44.6%、食料の場合が36.7%である。このことを踏まえ、引き続き、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

2 地域による共助における課題

発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者等の要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

被害想定では、要配慮者の死者が528人発生すると想定されており、防災区民組織（町会・自治会等）や地域の防災活動に、区民の積極的な参画を促す等地域防災力の活性化を一層推進していくことが必要である。

また、防災区民組織（町会・自治会等）等が発災時に力を発揮するには、日常の訓練とともに、救出・救助に必要な資器材の整備が欠かせない。しかし、30年以上前に購入・配備した可搬消防ポンプを保有している組織もあり、資器材の充実とともに、老朽化した資器材の更新等を行う必要がある。

3 消防団の活動体制における課題

震災時の被害想定では、焼失棟数が16,124棟に上る等、火災により大きな被害が発生すると想定されており、地域の実情に精通した消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

区内の消防団は、定員1,260人に対して、令和2年4月現在996人となっており、定員充足等消防団の活動体制を整えることが必要である。

また、消防団が効果的に活動するためには、活動拠点となる分団本部等の整備も必要である。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

4 事業所による自助・共助の取組における課題

発災時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支える等地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。

現在、区内の事業所では、地域の町会・自治会等との応援協定の締結等の取組みが進められているが、震災時の被害想定では、約28万人の避難者や約10万人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、発災時における事業所の役割を踏まえて、従業員用の備蓄の推進等、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

5 ボランティア活動の支援体制における課題

発災時において、ボランティアは、炊き出し等の避難所の運営支援やがれき除去といった様々な役割を果たすことが期待されている。

東日本大震災や熊本地震等の際には、甚大な被害の影響から、受入れ自治体の体制が整わず、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。

また、被害想定では約28万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、受援計画を定め、支援体制を整備する必要がある。

6 防災士等との連携体制における課題

足立区は、23区の中でも多くの生活者（夜間人口）がおり、特に自力脱出困難者が最大4,923人、要配慮者の死者数が最大528人と想定されている等、住民同士の助け合いによる応急対応が大変重要であることがわかる。近隣住民相互による救出・救護活動や迅速な避難誘導等、地域住民の力を十分に引き出すためには、活動の中核となり得る防災士等の知識・技能を有する区民が有効に活動できる体制の整備が必要である。

7 地区防災計画策定における課題

令和2年度までに策定した地区以外においても、地区防災計画を策定する必要がある。このため、地区防災計画の策定目的やその要領等について、足立区全域にわたって啓発を図り、区民組織の中での自発的策定を促進していく必要がある。現時点では、重点地域を抽出し、できるだけ早い段階で本計画を策定していかなければならない。

また、地区防災計画策定後、地域防災力をさらに強化するためには、計画にもとづいて、防災訓練を実施し、計画の実効性を確認、及び検証するとともにその結果を区が作成する「具体的事業計画」に反映させていくことが必要である。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の改善における課題

区内において老朽化した木造住宅の密集地域は、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、この地域の改善は重要な課題である。

木造住宅密集地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭いことや無接

道により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要すること等から、改善が進みにくい状況となっている。また、適正に管理されない老朽危険家屋の存在は、震災時における被害拡大の要因となるだけでなく、平時より不審火等による火災の原因となりやすいため、解体除去を求める等所有者に対し、区による解体除去の直接執行も視野に入れ、粘り強く続けていく必要がある。

2 建築物の耐震化、安全対策における課題

建築物の耐震化は着実に進んでいるが、足立区耐震改修促進計画に定める目標に向けて、さらに重層的に施策を講じていく必要がある。

また、強いゆれに備え、家具類の転倒・落下・移動防止や感震ブレーカーの設置、ブロック塀等の倒壊防止の一層の対策が必要である。

3 液状化対策における課題

足立区は、「東京の液状化予測（平成24年度改訂版）」によると、荒川北東部を中心として広範囲に液状化する可能性が高い。区民への液状化対策に係わる情報提供等の対策が必要である。

4 出火、延焼等の防止における課題

災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要がある。

また、震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

5 施設の点検等における課題

災害時の建物被害、被災者の避難所への避難、帰宅困難者の一時滞在施設への受入に備え、限られた時間の中で建物の安全確認を行い、建物内の待機、被災者・帰宅困難者の受け入れを判断する体制を構築する必要がある。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等

1 交通関連施設の安全確保における課題

首都圏三環状道路は、令和2年3月末で整備率約85%となっており、災害時に高速道路ネットワークの機能を確実に確保するため、早期の整備が進められている。

また、幹線道路ネットワークについて、外環や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等でミッシングリンクが生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。さらに、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。

区内の放射・環状道路は概ね完成しているが、一部、立体交差箇所等が未完成であり、また、区内の都市計画道路の完成率は77%であり、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。さらに緊急輸送道路沿道の建物の倒壊により道路が閉鎖する可能性もある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

連続立体交差事業の進捗により、踏切除却は進めているが、依然として事業に時間を要する踏切も存在しており、道路のネットワーク化の課題となっている。

歩道橋や橋梁はひとたび落下すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道への影響は大きく、早期の耐震補強や架け替えが必要である。

また、インフラ施設である水道、下水道施設等に被害が発生すると復旧には長い時間を要するため、事前の対策に取り組む必要がある。さらに区内を走る鉄道の耐震化や駅舎等の施設の耐震化も早期に取り組むよう働きかける必要がある。

2 ライフラインの確保における課題

水道については、耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でないため、停止して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。

また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組みをさらに強化する必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保における課題

エネルギーは都市の機能を支えるうえで不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立電源の確保が重要となる。

また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組みを推進する必要がある。

第4 津波等対策

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制における課題

従来までは、洪水、高潮、内水氾濫を主に想定した体制を構築してきたが、東日本大震災を踏まえ、新たに津波への対応を含めた体制の検討が必要となった。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制における課題

津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報等を迅速・的確に収集し、区民にいち早く伝達する体制を確立する必要がある。

地震が発生してから津波が来襲するまでに時間の余裕がない場合があることから、伝達ルートに関係なく最初の警報・注意報に接したときは、直ちに区民等に周知し、河川敷から避難させる等の確な措置を行う必要がある。

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練における課題

現状では、避難場所等についての正しい理解が十分に普及しているとは言えず、足立区の地域特性を踏まえ、津波等の災害の態様に応じた安全な避難方法等について、広く普及啓発を進める必要がある。

第5 応急対応力

1 区の初動対応における課題

東日本大震災では被害は広範かつ甚大なものであり、被災地では自治体の庁舎等が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者や建物被害が想定されるため、救出・救助の実施に向け、情報収集や発信・分析、救助活動の展開等、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

2 広域的な連携体制における課題

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難等については、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、都や協定締結先自治体等との円滑な連携を図るため、広域的な活動拠点の調整を含む広域連携体制の実効性を高める必要がある。

3 防災関係機関との連携体制における課題

各防災関係機関の力を最大限に発揮できるよう、連絡体制や使用施設等について、事前に十分な調整を行う必要がある。

第6 情報・通信

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制における課題

震災時に、電話、FAX等の通常の通信手段の機能が大きく低下し、区や都の行政機関内部における情報連絡、外郭団体や協力機関等との情報連絡が影響を受ける。

その結果、区内の被害状況や各部局における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなる等被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。

2 住民等への情報提供における課題

区HPへのアクセス集中により、閲覧に時間を要する等の問題が生じることや、マンションの高層化や家屋の密閉化等により、防災行政無線の音声聞き取りにくい場所や建物があり、こうした問題を解消し、的確な情報を迅速かつ確実に提供できる体制の整備が必要である。

3 住民相互の情報収集・確認等における課題

携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況等交通機関に関する情報が不足し、区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制における課題

区内で約 12,000 人の負傷者（うち重傷者は約 1,400 人）の発生が想定されており、東京 DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、東京都の災害医療体制のもとで、限られた医療資源を最大限有効に活用して、救える命を確実に救うことに努める。そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。

また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、バス事業者やタクシー事業者等と協定を締結する等、具体的な手段を確保する必要がある。

さらに緊急医療救護所や応援医療チーム等の活動を支援するため、区と区医師会の協定に基づき、休憩場所や食事等の確保をする必要がある。

2 医薬品・医療資器材確保における課題

区は、災害時に備え医薬品を緊急医療救護所となる病院や避難所に備蓄しているが、医薬品が不足した場合に備え、区内薬剤等卸業者等との災害時協定を締結した。

災害時に迅速に医薬品の確保ができるよう、口座開設等更なる準備が必要である。さらに、災害時に、停電や断水等により緊急医療救護所となる病院等が稼働不能とならないよう、非常用電力の確保や給水体制等の整備が必要である。あわせて、災害時に他の自治体の病院や DMAT、消防、警察、自衛隊等の関係機関と、負傷者の搬送や受入等の連携を図るうえで不可欠な情報通信について、複数の通信手段を確保する等の体制整備が必要である。

3 災害により悪化した生活環境改善における課題

被災地での生活、避難所での生活においては、調理、食事、ごみ出し、排泄等様々な場面で衛生上の問題が発生するため、適切な管理・指導を行う必要がある。

また、災害時には非衛生的な環境となり、感染症の媒体となる害虫等の発生防止対策を行う必要がある。

4 遺体の取扱いにおける課題

足立区の被災による死者は、最大で約 700 人と想定されており、発災時において、迅速な検察活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関と連携強化が必要である。

また、区部 9 箇所の火葬施設のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。

第8 帰宅困難者等

1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底における課題

「東京都帰宅困難者対策条例」について、区民、事業者等においても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係わる計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行う必要がある。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備における課題

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。また、事業所従事者等を事業所内に待機させるためには、家族等の安否に関する情報等の伝達が不可欠なため、メールやHP等を活用した情報伝達の訓練を行う必要がある。

3 一時滞在施設における課題

被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄を更に充実させる必要がある。

4 帰宅支援における課題

安全が確認された後の、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーション等の支援体制を充実させる必要がある。

5 駅前滞留者対策推進協議会の実効性における課題

東日本大震災の反省点から、協議会としての業務を明確にし、現地本部の円滑な立ち上げと情報収集・提供をする体制を早期に整備する必要がある。

また、北千住駅、及び綾瀬駅等周辺に整備した災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）や災害用デジタルサイネージを活用した情報の収集と提供の訓練等を行う必要がある。

第9 避難者対策

1 避難体制における課題

避難時の情報収集伝達体制、避難誘導体制等とともに、自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

2 避難所の指定及び管理運営における課題

不特定多数の人々が数日（場合によってはさらに長期間）にわたり、生活する避難所での安心・安全の確保や、女性や要配慮者等の多様な避難者のニーズに応える必要がある。

また、想定上、避難所の受入れ可能人員が2万人程度不足している。さらに、コロナウイルス等感染症流行時の避難環境について更なる検討が必要である。

3 要配慮者対策の体制における課題

被害想定では、足立区の死者の中で要配慮者が多くを占めている。そのため、その中で、避難行動要支援者の支援を中心として、要配慮者支援体制の強化をしていく必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

4 要配慮者を対象とした訓練等における課題

災害発生時において、要配慮者が確実な支援を受けるためには、要配慮者とその家族等の支援者も含め、支援に関する情報の収集方法や避難の仕方等、いわゆる「受援」のための訓練が必要である。

5 避難所等の備蓄における課題

足立区は、阪神淡路大震災の教訓から、いち早く分散備蓄を行い、高齢者や乳幼児をはじめとした要配慮者のための備蓄の充実にも取り組んできたが、近年の震災で得たあらたな教訓等を踏まえ、備蓄品目や必要量の見直しを行う必要がある。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品確保における課題

物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料が不足する可能性はゼロではない。

また、要配慮者、食事制限のある方や子ども、男女の違いに一定の配慮をした食料・生活必需品等、避難者のニーズは多様化しており、その対応が求められる。

飲料水については応急給水を行うが、水道の復旧が1ヶ月を超えるような場合等の長期化への対策は十分ではない。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点整備における課題

区では、災害時の物資輸送に支障をきたすことを想定し、分散備蓄を行っているが、避難所となる施設において物資の保管場所を確保することが難しく、避難所を指定する際の障害となっている。

地域内の輸送拠点については、集積場として3箇所(都立舎人公園・区立保木間公園・都立東綾瀬公園)を指定している。しかし、これらの拠点については、ヘリコプターの発着場所等、他の用途でも利用するほか、屋外であるため、備蓄物資の荷捌きに支障が出る可能性がある。そのため、防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備について更なる検討が必要である。

3 輸送体制整備における課題

避難所で必要な物資等を輸送するため、防災倉庫及び地域内輸送拠点からの効率的な輸送体制を築く必要がある。そのためには、災害時における輸送ルートの検討、及び輸送手段の確保を目的とした物流事業者との連携等の具体化を進める必要がある。

第11 放射性物質対策

1 円滑に対応できる体制における課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、円滑に対応できる体制の構築が必要である。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 早急な対応を要する生活再建対策における課題

り災証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に発行する必要がある。

また、り災証明の発行対象となる家屋が膨大な量になると想定されるため、住家被害認定調査を早急に実施する体制整備が必要である。

被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理における課題

発災時には、上下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保に向けたし尿処理や清掃等の維持管理について検討する必要がある。

3 がれき、避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）における課題

「足立区災害廃棄物処理計画」では、大量に発生するがれき等を分別・保管する一次仮置場候補地を区立公園（313か所）等とした。

今後も国・都等の仮置場に適した用地についても、平常時の段階から各管理者と協議のうえ、可能な限り一次仮置場候補地を選定していく必要がある。

また、特別区共同処理体制の構築のため、各区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会は、特別区と関係団体との協定締結や「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」の見直しを行う必要がある。

第13 受援

1 受援体制における課題

支援を受ける（以下「受援」という。）にあたり、その要請は、個々の協定や制度に基づき、要請する先や根拠が異なっている。区の災害対策本部が協定等に基づき要請する場合や、都を通じて要請する場合、他の自治体が自主的に応援（先遣派遣隊を含む）する場合などがある。そのため、受援を効率的に実施するには、受援体制の全体像を把握し、個別施策における体制整備の進捗状況や課題を明らかにする必要がある。

また、受援には、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮など、様々な対応が求められる。これらを円滑に行うためには、災害対策本部各班・課に業務ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当が必要となる。

2 資源の調達・管理機能における課題

受援の選任担当の役割には、応援の受入れの調整窓口に加えて、どれだけの人的・物的資源の応援ニーズがあり、またどれほどの応援を受けているかといった「受援に関してとりまとめる」こと、その取りまとめの結果に基づき、今後調達すべき資源を見積もり、整理する「資源の調達・管理を行う」ことなどが求められる。このため、資源の調達・管理機能を強化する必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題／第4節 対策の方向性

3 広域連携における課題

東日本大震災において被災した市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えてしまうことが少なくなかった。また、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かったことから、区や他の自治体にわたり、広域的に被災し、区市町村の相互応援では対応できない場合に備え、遠隔地の都道府県の市町村との相互応援協定締結を推進する必要がある。

4 受援が必要な業務の明確化と継続性における課題

東日本大震災においては、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズ（機関、能力）のマッチングが困難だったほか、自治体から派遣される職員が短期間で交替するため、業務の継続性の確保に支障が生じた。そのため、災害対策本部内で区の状況を収集把握したうえで、必要な支援を明確にし、応援要請を行う必要がある。

第4節 対策の方向性

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13施策）に基づき、対策の方向性を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助による区民の防災力向上

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」とであるとの自覚を持ち、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、区民及び事業所等の初期消火や救出・救護、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する。

また、小・中学校等における総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進する。さらに、区及び防災関係機関は、その職員に対して、専門的な防災知識を身につけさせるとともに、相互に密接な連携を保ちながら、区民及び事業所等に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

2 地域による共助の推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。共助の中核を担う防災区民組織（町会・自治会等）の普及・拡大を積極的に図るとともに、地域そのものの連帯や絆を強化する様々な取組みにより地域の共助を推進する。

あわせて、地域にいる建築等の技術を有する職人や、教員、保育士等の免許保有者について、地域の人材として把握に努め、防災区民組織（町会・自治会等）の活動や避難所運営に関わる体制を整備する。さらに、防災区民組織（町会・自治会等）等が発災時に十分な力を発揮できるよう、訓練やスタンドパイプ等の資器材の充実に加え、老朽化した資器材（可搬消防ポンプ等）についても、定期的に更新する。

3 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救護等の活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、東京消防庁等と連携した訓練及び活動拠点の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図る。

4 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進、従業員用の食料や水の備蓄推進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進する。

また、従来の行政、事業所、区民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築する。

5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区と社会福祉法人足立区社会福祉協議会、NPO・市民活動団体等が相互の連携を強化するとともに、区は、受援計画を策定し、それらに基づく事前の協議や訓練等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。

6 防災士等との連携の推進

災害時、地域の応急対応の中核となり得る防災士等、知識、技能を有する区民が有効に活動できるよう、関係機関を含めたプロジェクトチームや協議会を通じて、連携体制づくりを推進する。

また、これらの組織のメンバーを救出・救助のリーダーとして位置づけ、避難者のなかで、志願した者を率いて、救出・救助にあたる体制を整備する。

7 地区防災計画策定の推進と防災活動の活性化

地区防災計画を普及させるため、特に災害による大規模被害が想定され対策が急がれる地域等を対象に、地区防災計画の策定を支援する。

また、地区防災計画を策定した防災区民組織、事業所等と協働して、「具体的事業計画」の内容に反映させる（「具体的事業計画」の内容例；防災活動に従事する人材の育成、防災に関する普及啓発、防災訓練の実施、情報連絡体制の整備、防災に必要な物資や資器材等の確保、消防団との連携体制の強化等）。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の改善の促進

区は、防災まちづくり基本計画において早急に改善を要する地域を密集市街地整備事業推進地区として位置づけている。この地域においては、主に修復型のまちづくり手法である国土交通省住宅局所管の密集市街地整備事業を導入し、老朽建物の買収除去・不燃化建築物へ

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

の建替え誘導等を活用しながら、防災性の向上と居住環境の改善を図り、災害に強いまちを実現する。

また、区は都と連携しながら、不燃化特区制度を活用し、重点整備地域において、不燃化特区及び新たな防火規制の指定、特定整備路線等の整備による延焼遮断帯、避難・救援路の形成や不燃化特区による老朽建築物の解体・建替えを促進し、「燃えない、燃え広がらないまちづくり」を実現する。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

平成27年9月に改訂した足立区耐震改修促進計画に基づき、「住宅の耐震化」、災害時の被害の影響が大きい「民間特定建築物の耐震化」、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化」、「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模建築物」を重点的に取り組むべき施策として設定し、耐震化の促進に積極的に取り組む。

また、家具類の転倒防止等の対策や感震ブレーカーの設置、ブロック塀等の倒壊防止の重要性について普及・啓発を図る。

3 液状化対策の強化

都では、東日本大震災の被害状況を踏まえて「東京の液状化予測」を見直した。この液状化予測を基に「足立区液状化予測図」を作成し、区民に情報提供を行う。

また、都が作成する「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づき、木造2階建て住宅等の小規模建築物を対象とした液状化対策を推進する。

(資料編震災編 第10「足立区液状化予測図」P.42)

4 出火、延焼等の防止

火災の防止に関しては、人命の安全確保に重点を置き、基本的な重要事項として、出火等の防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止及び避難の安全確保等の施策を確立し、大震災に対処する。また、根本的な出火防止策として、建築物の耐震化や老朽危険家屋の是正指導、無接道敷地の建替え誘導を重層的に展開するとともに、併せて二方向避難路の確保に努める。

都は、経年防火水槽の耐震化や深井戸の整備のほか、木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討する。

また、危険物、火薬類、放射性物質、高圧ガス、毒物・劇物関係等の保管施設については、地震、火災及び大量放出から住民の生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設の立入検査を実施し、従事者及び施設管理者に当該物件の取扱指導、訓練等を実施することにより、災害の予防を図る。

5 老朽危険家屋の適正管理及び建替え促進

まちの安全性や防災性に支障を及ぼす適正な管理がなされていない老朽危険家屋の所有者に対して、粘り強い是正措置の要求並びに指導を継続する。建替え更新が困難な無接道敷地への支援として、区が街区プランを策定して特定許可の適用に努めることや二方向避難路整備の助成を行うなど、区独自の無接道家屋対策を推進する。

6 既存の施設等の活用

発災時には、災害に強いまちづくりに向けて都がこれまでに整備を行ってきた防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、東京の総力を結集した取組みにより、安全な都市づくりを図る。

7 施設（区の公共施設等建築物）の緊急点検体制整備

「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係わる指針」（内閣府）にもとづいて検討する。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 交通関連施設の安全確保

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災等により機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設等の耐震性向上を図り、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進等エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組みを促進し、更なる非常用発電の体制強化や既存の協定の実効性の向上を図ることにより発災後も都市の機能を維持する。

第4 津波等対策

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制の強化

区の水防組織においては、区（関係部）や都、関係機関が連携して、必要となる水防資器材の確保や体制の整備を行うことで、災害時には迅速に対応する。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

多様な受発信手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、区民の安全の確保に取り組む。

区市町村境界や都県境を越えた広域避難について、関係機関等と連携し、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方を検討する。

（第3部 第9章「避難者対策」P.207）

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

足立区の地域特性を踏まえた津波防災意識の啓発や訓練等を継続的に実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

第5 応急対応力の強化

1 初動対応体制の再構築

区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 広域連携体制の強化

東日本大震災での教訓や都の体制等を踏まえ、協定締結自治体間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係わる調整体制を強化するとともに、広域的な活動の基礎となる施設等の運用・管理に係わる体制を確立する。

3 防災関係機関との連携体制の強化

各種の応急対策ごとに防災関係機関や事業者を含めた関係主体同士の事前調整、訓練等を通じて連携体制を強化する。

第6 情報・通信の確保

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

区は、足立区防災行政無線や災害情報システムの更新による機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備する等、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、足立区地域防災無線、専用電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

また、それらの機器の使用方法を訓練等により習熟させ、強固な連絡体制を構築する。

2 報道機関との連携、住民への情報提供

区は、HPの大量アクセスの負荷分散や、ソーシャルメディア（Twitter・Facebook・LINE・Instagram）、防災アプリ、災害用デジタルサイネージ等、新たな情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進する。

また、携帯電話会社の3社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報エリアメール」により、災害情報をいち早く伝える。さらに、災害情報システムにより、効率的な情報共有と集計を実施し、正確な状況を把握するとともに、報道対応の迅速化を図り、報道機関との連携を密にする。

3 住民相互の情報・通信基盤の確保

区は、通信事業者による安否確認手段の確保や、避難所となる小・中学校等に公衆無線LAN等の通信設備を配備する等により、帰宅困難者への情報提供を充実する等、情報・通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

また、安否確認サービスの利用普及を図る。

4 避難所を情報拠点とした体制整備

区は、避難所等を情報拠点に位置付け、防災区民組織等の協力を得ながら、情報連絡手段の多重化や組織体制の整備等情報連絡体制の構築に努める。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制の確立

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、東京都災害対策本部の下に設置する都災害医療コーディネーター、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーター並びに足立区が設置した区災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。

なお、区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は、区（医療部）で行う。

合わせてDMATや緊急医療救護所スタッフ等の待機場所や食料の確保等の応援医療チームの受入及び支援体制を整備する。さらに、都（関係局）や警視庁、東京消防庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体との連携強化や、バス事業者やタクシー事業者等、搬送手段を有する事業者と協定を締結する等し、搬送手段を確保する。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、関係機関との協定等を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

また、停電や断水等に備え、建設機械等のレンタル事業者からの発電機等の非常用電源の調整や、可搬応急給水タンク等による給水等、緊急医療救護所となる医療機関のインフラが被災した場合でも、医療が継続できる体制を整備する。さらに、災害時の情報連絡を確保するために、防災無線の配備を進めるとともに、区外の医療機関や、DMAT、自衛隊等、区の防災無線が配備されていない関係機関との通信手段を整備する。

3 生活環境の改善

関係機関、関係団体との協議や訓練等を通じて実動における人員や資器材の検討を行い、実効性のある保健衛生体制を構築し、生活環境の改善に努める。

4 遺体の取扱い

東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医師の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。

また、協定を締結している民間関係団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

第8 帰宅困難者等対策

1 組織の力の活用

「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者対策の基本原則とする。すなわち、企業、学校等組織のあるところは、発災時には、組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅する者については安全確保の観点に留意して、一時にターミナル駅等に殺到することがないように、一斉帰宅の抑制を行う。

2 役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、多岐にわたる分野に課題が及んでおり、個々の対応には限界がある。このため、この課題に関するすべての機関と事業所や帰宅困難者自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施する。

3 相互連携体制の構築

行政（国、都、周辺自治体）、事業所、防災関係機関及び関係機関が、相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮宿泊場所の確保等について、支援体制の構築を図る。

4 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための計画を策定のうえ、条例の内容を、区民及び事業者等に周知する（従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等）。

5 情報通信基盤の整備

区、都、国、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。北千住駅、綾瀬駅等周辺に設置された災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）や災害用デジタルサイネージを使用して様々な訓練を実施し、災害時の運用や提供する情報等について検証し、災害時の効果的な運用を図る。

6 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者のうち、帰宅が可能となるまで待機する場所がない者を一時的に受入れる施設（一時滞在施設）の確保に努める。

また、要配慮者の受け入れが可能な一時滞在施設の確保にも努める。

7 帰宅支援のための対策

駅前滞留者対策推進協議会の情報提供ステーション機能の更なる充実を目指す。

また、主要道路沿いの帰宅困難者支援体制の強化を目指すとともに、綾瀬駅についても帰宅困難者対策を進める。あわせて、防災マップや災害時に必要となる情報を提供する機能等をもつ足立区のスマートフォン用アプリである「足立区防災ナビ」の一層の普及を図る。

第9 避難者対策

1 避難体制の整備

的確な避難指示、避難誘導等、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難所の指定及び管理運営の整備

避難所運営本部による統制、衛生管理の徹底等による避難所の安心・安全の確保や、避難所マニュアル等における女性や要配慮者に対する配慮について定める。

避難所の受入れ可能人員の不足に対しては、避難者減少に資するハード面の事業を推進するとともに、民間施設等との協定締結や現在指定されている施設以外の区施設の利用等を検討する。

また、コロナウイルス等感染症流行時の避難環境について更なる検討を続ける。

3 要配慮者対策の強化

情報の提供と伝達、安否の確認、避難生活の確保等、他分野にわたる対策について関係機関、関係各部と更に検討を進め、支援体制の強化を図るとともに、要配慮者自身が支援を受けるために必要な情報や避難方法等の啓発や訓練を行う。

4 避難所等の備蓄の再検討

東日本大震災の教訓や、技術革新等を踏まえ、避難所の備蓄を中心に、備蓄品目の再検討を行い、陳腐化等により現在の防災対策にあわない備蓄品等については備蓄品目から除外する等を検討し、効果的で効率的な避難所の備蓄を目指す。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品等の確保

(1) 食料・生活必需品等の確保

備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区は都や事業所等と連携して、避難者等のための発災後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。

都の備蓄物資は区の要請に基づき供給されるのが原則であるが、そのいとまがないときは、都は区からの要請を待たずに、必要な物資または資材の供給（プッシュ型支援）を行う。

(2) 水の確保

都は水道局職員が不在でも、区及び防災区民組織（町会・自治会等）等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、都は、消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水を初めとする多面的な飲料水確保策について支援する。生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

(3) 家庭内備蓄の促進

区は、自宅における被災生活に備えるため、備蓄物品のあつ旋等により各家庭での3日分以上の備蓄の推進を図る。

また、区と都は、平時から区（都）民に対し備蓄の普及啓発を行う。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

防災倉庫の配置や新しい倉庫の確保について再検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

また、物流事業者（輸送事業者）と連携した防災倉庫及び地域内輸送拠点における物資の搬出体制を構築するとともに、倉庫事業者との連携も視野に入れ、支援物資の保管場所を確保する。

3 輸送体制の整備

区災害対策本部と物流事業者等との連携を事前の協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

第11 放射性物質対策

1 関係部の役割分担を明確化し、区の体制を整備

これまでに各部でとられた様々な対策を踏まえて、区内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、機能的に対応する。

2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 生活再建対策の早急な実施

「り災証明」の発行については、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき実効性を向上させるため、体制の整備や研修等行う。義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

避難所の災害用トイレの整備や公園への防災設備の整備を進め、関係機関との連携により、トイレの確保を図る。あわせて、し尿の収集・運搬に関する関係機関との連携体制を推進する。

3 がれき、避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）に関する訓練及び関連計画等の見直し

「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」等を活用した各種訓練を実施する。

また、「環境省災害廃棄物対策指針」、「東京都災害廃棄物処理計画」、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」等の関連計画等の改定に合わせ、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」の定期的な見直しを行う。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性／第5節 到達目標と取組内容

4 応急教育・保育・児童保育

(1) 応急教育

災害発生時における学校の役割である児童・生徒・園児（以下「児童・生徒」という）の安全確保と教育活動の再開に関する体制の強化を図る。

また、学校施設は、避難所としての機能も併せ持っているため、区の実施する応急対策との連携体制の強化を図る。

(2) 応急保育

保育園・こども園児の安全確保等の体制強化を図るとともに、区の実施する応急対策との連携及び、早期に応急保育を実施する体制を整備する。

(3) 応急学童保育

学童保育室の安全確保等に関する体制強化を図るとともに、早期に応急学童保育を実施する体制の整備を推進する。

第13 受援

1 対応計画の策定

それぞれの施策に対して、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を整理し、対応計画を策定する。

2 災害対策本部内の体制の検討

災害時の受援体制については、災害対策本部内の混乱を避け、的確な情報収集に基づく受援要請を行うための受援本部を設置する。

第5節 到達目標と取組内容

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13 施策）に基づき、到達目標と取組内容を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達

各主体に対する防災訓練や講演会等の実施、様々な媒体を通じた広報等により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我が事として捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、被災した際も、特に乳幼児や小・中学生の保護者、妊産婦、障がい者や外国人等に不安を生じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 防災区民組織（町会・自治会等）の組織率100%と活動活性化、地域の絆の向上

防災区民組織（町会・自治会等）が全ての町会・自治会等に組織されるよう、啓発活動を充実する。さらに、防災区民組織（町会・自治会等）の技量の向上と活動の活性化を図るため、防災関係機関OB（警察・消防・自衛隊）や、建築等の技術を有する職人

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

が訓練指導にあたる体制を整備し、防災区民組織（町会・自治会等）の災害対応力を高める。

また、地域の先進的な取組みや、技量等の優れた防災区民組織（町会・自治会等）について、共助の先導的役割を果たす組織として、東京都の防災隣組事業を通して紹介し、防災区民組織（町会・自治会等）の活性化を促進する。さらに、町会・自治会へ配備を進めているスタンドパイプ等資器材の整備充実を図ることにより地域の消防力を強化する。

3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

区は、各消防署と連携協力して、消防団の定員充足率の向上や、分団本部等の活動拠点の整備等に取り組み、消防団活動の体制充実を図るとともに、発災時における地域住民・消防署等との連携による迅速な災害対応活動の推進等を図る。

4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

区は、都と連携し、地震に係わる自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、事業所の防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災区民組織（町会・自治会等）等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。また、平成25年4月施行の「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、従業員等の食料や水等の備蓄を進め、事業所における防災体制を強化する。

5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

区は、受援計画を策定し、それらに基づいて、災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施することや、災害ボランティアセンターの運用に係わる具体的な事項について協議を行う等により、社会福祉法人足立区社会福祉協議会、NPO、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

6 防災士等との連携の推進

区は、災害時、救出・救護や避難誘導等、地域の応急対応の中核として防災士等、知識、技能を有する方々が有効に活動できる体制を構築する。

また、これらの組織のメンバーをリーダーとして、避難者を隊員とした救助隊を組織する等、避難所周辺での救出・救助活動にあたる体制を整備し、死傷者等の人的被害をなくす。

7 地区防災計画の策定の推進

区内においても、災害への危険性、地域活動等を考慮し、地区防災計画の策定が必要な地区を検討し、策定を進める。

防災計画策定済の地区においては、その計画の実効性を、防災訓練等を通じて確認検証し、地区防災計画をより実効性あるものとしていく。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の不燃領域率 70%

区内において、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域を対象に重点的・集中的な取組みを実施することにより、市街地の不燃化を促進し、都の防災都市づくり推進計画に準じて令和7年度までに、不燃領域率68%、さらに不燃領域率70%を目指す。

2 防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 100%

災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化について、令和2年度までに100%を目指す。

また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する緊急輸送道路の沿道建築物について、重点的に耐震化を推進することにより、令和2年度までに耐震化を100%完了する。

3 「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づく情報提供

都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づき、液状化対策の情報を区民に提供する。

4 消防水利不足地域の解消

消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を抑制する。

5 施設（区の公共施設等建築物）の被害調査等の体制強化

施設管理者が、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係わる指針」（内閣府）を熟知し、避難者等の万全な受入態勢に備える。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化 100%

都市計画道路を平成36年度までに5路線（1,650m）に着手する。

その他、区独自の緊急輸送道路のライフライン等の耐震化を進め、緊急輸送、避難ルートの確保や消火活動の機能を確保する。

また、竹ノ塚駅付近の連続立体交差事業を推進し、踏切除却による道路のネットワーク化を進める。さらに、これら道路の無電柱化や橋梁の耐震化、都市計画道路の早期整備を進め、より安全な都市空間の整備を図る。

2 避難所や主要な駅など重要施設への水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化 100%

水道施設については、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、区民への給水を可能な限り確保するため、都（水道局）により浄水場や給水所等の耐震化を推進される。

管路については、これまで優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化が概ね完了している。引き続き、震災時に多くの区民が集まる避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化を重点的に整備し、

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

令和4年度までの完了を目指す。

また、都（下水道局）は、下水道施設について、水再生センターやポンプ所等の耐震対策を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院等の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度末に完了した。

現在は、ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設のほか、新たに指定された避難所や防災上重要な施設などに対象を拡大して耐震化を進める。さらに、電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組みを継続する。これらの取組みにより、ライフライン機能を維持・早期復旧する体制を確保する。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

上下水道や物流拠点等都市機能を維持するために不可欠な施設への自立・分散型電源導入や燃料供給体制等を確立する。

第4 津波等対策

1 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

区は、都とともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の多様な受発信手段を用いることにより、正確な津波警報・注意報等をいち早く区民に伝達する体制を整備する。

都の被害想定と足立区の地域特性に基づき、安全で的確な避難誘導體制の確立を図る。

2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

区の地域特性を踏まえた津波への対応や避難方法等についての周知徹底や、実践的な訓練等を通じ、地域防災力の向上を図る。

第5 応急対応力の強化

1 強固な初動態勢の構築

被害を最小にとどめることができるか否かは、区の応急対応力にかかっている。

災害対策本部長室の運用、部別行動計画（初動マニュアルを含む）等の更新、部の活動に特化した実践的な訓練等の実施により、区全庁をあげた迅速かつ的確な活動を可能とする初動態勢を構築する。

2 他自治体との連携強化による円滑な広域連携

現在の23区や近隣自治体との連携体制の一層の強化並びに国・都、他自治体等と円滑な協力体制がとれるように区災害対策本部及び情報収集指令室の体制強化を図る。また、都立公園等、広域的な活動拠点の利用に関する取り決めを行っていく。荒川下流部の河川敷を利用する場合は、「荒川下流防災施設活用計画」（荒川下流防災施設運用協議会）によるものとする。

3 防災関係機関や民間事業者との連携強化による応急対策体制の構築

災害対応の総合調整機能を強化するため、救出・救助活動を調整する救出部や医療救

護活動を調整する医療部等の体制を強化し、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を図る等区と関係機関とが連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

民間事業者団体等への要請を行うにあたっては、都や国、他自治体との競合が発生しないよう考慮する。

第6 情報・通信の確保

1 足立区地域防災無線等通信手段の適正配備及び使用の習熟

区庁舎内、出先機関等の区の施設、防災関係機関等における地域防災無線の適正な配備、また、地域防災無線を補う通信手段としてのMCA無線の適正配備や新たな通信手段の導入等により、情報連絡体制を強化する。

なお、無線機の配備後も、設置施設においては無線通信訓練を定期的に行い、使用方法の習熟に努める。

2 迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備

区や都、関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と区民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。

また、ソーシャルメディアや防災アプリ、災害用デジタルサイネージ等新たな情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。

3 安否確認サービスの普及、利用経験の促進

地域住民相互間の安否確認手段の周知徹底、一時滞在施設等におけるSNSや公衆無線LAN等新たな情報基盤の強化、都の通信手段の多様化方策との連携及び、その周知を行う。

4 避難所を情報拠点とした体制整備

区は、防災区民組織、防災関係機関等と協議し体制の整備に努める。

また、訓練等を通じ、区と防災区民組織等による情報連絡方法の確認、通信運用の習熟に努める。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 都の災害医療体制と統合した体制の構築

都は、都災害医療コーディネーターの医学的助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。区でも連携会議に参加し、二次保健医療圏での広域的な医療連携体制の構築に参画するとともに、区災害医療コーディネーターを含む区（医療部）の体制を構築する。

また、DMATや緊急医療救護所スタッフ等の待機場所の確保と食料の備蓄等、応援

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

医療チームの受入及び支援体制を整備していく。さらに、オープンスペースの利用に関する計画等に基づき災害拠点病院の近接地にヘリコプター緊急離着陸場を確保するとともに、バス事業者やタクシー事業者等、輸送手段を有する事業者と災害時の協定を締結する等、災害時における負傷者や応援医療チームの搬送体制を整備する。

2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

医薬品や医療資材器材の確保に向けて、情報通信や搬送体制の検討や訓練を行い、足立区薬剤師会や医薬品卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。さらに災害時に緊急医療救護所となる医療機関のインフラ喪失時に備え、非常用電源や水の確保、防災無線やその他の通信機器等、災害時に医療救護活動に必要な資器材を整備する。

3 保健衛生体制の充実

関係機関、関係団体との連携による災害時の保健衛生体制の更なる強化を図る。

4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな対策等に資するため、関係機関と連携し、遺体収容所等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における広域火葬に関しては、都や他自治体との連携体制の充実・強化を図る。

第8 帰宅困難者等対策

1 事業所における帰宅困難者対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保等の取組みを行う。

2 一時滞在施設の量的拡大

企業や学校等に所属していない、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設の確保を進める。

3 情報提供ステーション及び災害時帰宅支援ステーションの充実

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、情報提供ステーション及び災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。

また、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）や災害用デジタルサイネージの整備に努め、被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族の安否情報等の収集・提供体制の整備拡充を進める。

4 代替輸送手段の確保

徒歩帰宅が困難な要配慮者のために、バスや船舶等の代替輸送手段を確保する。

5 北千住駅及び綾瀬駅における滞留者対策の推進

北千住駅前滞留者対策推進協議会を中心に、現地対策本部の設置や、情報の収集と提供等に関する訓練等の充実を図り、協議会メンバーの災害時における即応性を高めていく。

また、平成27年3月に設置した綾瀬駅等滞留者対策推進協議会においても、対策を進める。

第9 避難者対策

1 実効性のある避難対策及び広域的な避難の仕組みを構築

広域避難プロジェクト等における検討や、避難シミュレーション等の結果を踏まえて実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導を含む避難の仕組みを構築する。

2 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立、避難所の充足

安心・安全を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

また、避難者を低減させる事業と避難所指定等の推進により避難所を充足させる。

3 要配慮者対策体制の確立

災害時要援護者支援対策検討会により、必要な対策の検討を進め、区民、関係機関及び関係各々が連携して対策を実施する体制を確立する。

要配慮者のうち、特に支援を必要とする者を避難行動要支援者とし、発災時の安否確認や避難誘導等について避難支援等関係者を含めた具体的な支援体制を構築する。さらに、障がい者団体等と連携し、要配慮者向けに情報収集や避難に関する訓練等を充実し、支援体制の効果的な運用を図る。

4 感染症への対策

2019年末に発生し、世界中に感染を拡大している新型コロナウイルス感染症のように、災害発生時にすでに蔓延している可能性がある。

また、大勢の被災者等が集まる避難所では、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎等、避難所内での感染症が流行しやすくなる。このため、感染症の予防・蔓延両方の対策を構築する。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都との役割分担等を整理したうえで、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄等により確保する。

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築する。

2 適正な分散備蓄体制の確立と防災倉庫等の整備強化

備蓄倉庫の配置の見直しや学校の余裕教室・倉庫の活用等により、区内の分散・集中を組み合わせた備蓄体制を確立する。

また、物資の輸送に必要な地域内輸送拠点等、集積場所を確保する。

3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

区災害対策本部内に物流事業者等との十分な連携体制を構築する等、物資輸送のオペレーション体制を確立し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行う。

第11 放射性物質対策

1 円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に、区災害対策本部として、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

2 適切な情報提供による区民の不安の払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気中や学校・公園等の空間放射線量率を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制や応援受援体制の確立を図る。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。

但し、高層マンションの、特に高層階に居住する区民については、エレベーターの停止等により、防災設備を有する公園のトイレの利用が難しいことから、簡易トイレ等の備蓄を啓発する。

3 がれき等の処理(災害廃棄物処理)に関する一次仮置場候補地の選定及び処理体制の構築

区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を実施する「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき、がれき等を分別・保管する一次仮置場候補地の選定や区民等への周知を図る。

また、特別区共同処理体制の構築のため、各区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都及び関係団体と連携強化を図る。

第13 受援

1 受援の専任担当の明確化

受援対策本部において、受援に関する活動調整の専任担当を明確化する。

2 人的・物的資源の調達・管理の仕組みづくり

限られた応援資源を受援ニーズに基づいて効果的に投入するため、応援受援の資源の可視化を可能とし、効率的な応援受援の資源管理を行うことができる仕組み・手法を構築する。

3 受援対象業務の事前想定

災害時に円滑な受援活動が展開できるよう、全庁的な受援対象業務の洗い出しを通じて、受援の対象業務を事前に把握する。

第4章 減災目標と対策の方向性
第5節 到達目標と取組内容

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ